

第4次  
うるま市地球温暖化対策実行計画  
(事務事業編)

令和4年度～令和12年度

令和5年12月

うるま市



# 目次

<b>第1章 計画の背景</b> .....	<b>1</b>
1.1 地球温暖化のメカニズムと平均気温.....	1
1.2 地球温暖化問題に係る近年の主な動向.....	2
<b>第2章 計画改訂の趣旨</b> .....	<b>3</b>
2.1 これまでの改訂の経緯.....	3
2.2 第3次計画における温室効果ガス排出量の削減目標.....	3
2.3 温室効果ガスの排出状況.....	4
<b>第3章 計画の基本的事項</b> .....	<b>5</b>
3.1 計画策定の基本的な考え方.....	5
3.2 実行計画の位置づけ.....	5
3.3 基準年度・計画期間.....	6
3.4 実行計画の策定による効果.....	6
3.5 計画の対象範囲.....	7
3.6 対象とする温室効果ガス.....	9
<b>第4章 温室効果ガスの排出実態</b> .....	<b>10</b>
4.1 温室効果ガス総排出量.....	10
4.2 二酸化炭素排出量.....	11
4.3 庁舎別排出量.....	12
4.4 庁舎別部署別の排出量.....	13
<b>第5章 計画の目標</b> .....	<b>15</b>
5.1 温室効果ガス削減目標の基本的な考え方.....	15
5.2 温室効果ガスの削減目標.....	15
<b>第6章 目標達成に向けた取り組み</b> .....	<b>16</b>
6.1 日常の事務及び事業などに関する取り組み.....	16
6.2 建築物や施設の設備などに関する取り組み.....	18
6.3 来庁者への協力依頼等に関する取り組み.....	18
<b>第7章 計画の推進</b> .....	<b>20</b>
7.1 推進体制.....	20
7.2 進行管理.....	22
7.3 実施状況等の調査・集計の流れ.....	22
7.4 計画の取り組み成果の公表.....	23
7.5 職員に対する研修・情報提供.....	23
7.6 環境教育への貢献.....	24
<b>資料編</b> .....	<b>25</b>



## 第1章 計画の背景

### 1.1 地球温暖化のメカニズムと平均気温

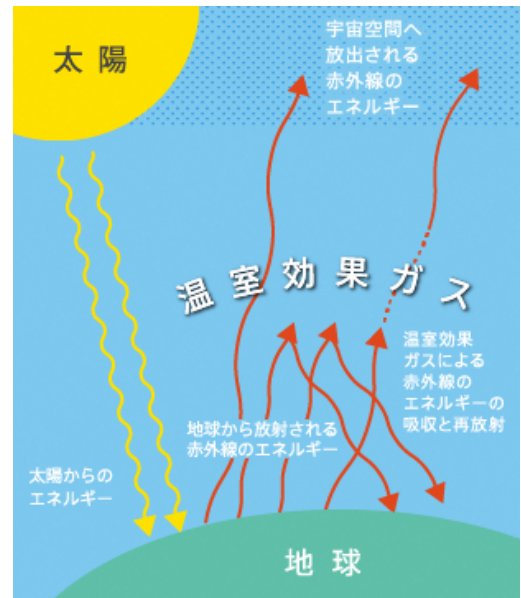
地球の地表の温度は、太陽からのエネルギー（日射）と、その熱によって暖められた地表から宇宙へ放出される熱とのバランスにより定まっています。

大気に含まれる二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）などの温室効果ガスは、地表から宇宙へ放出される熱を吸収し、再び地表に放射（主に赤外線）する役割があります。そのおかげで、地表の平均気温は約 14℃に保たれています（図表 1-1 参照）。

しかし、人類が石炭や石油などの化石燃料を大量に消費することで、温室効果ガス排出量が地球の自然吸収量を超え、大気中の温室効果ガスの濃度が急激に上昇しました。

その結果、温室効果が強くなり、地球の気温が全体的に上昇しています。これが「地球温暖化」と呼ばれる現象です。

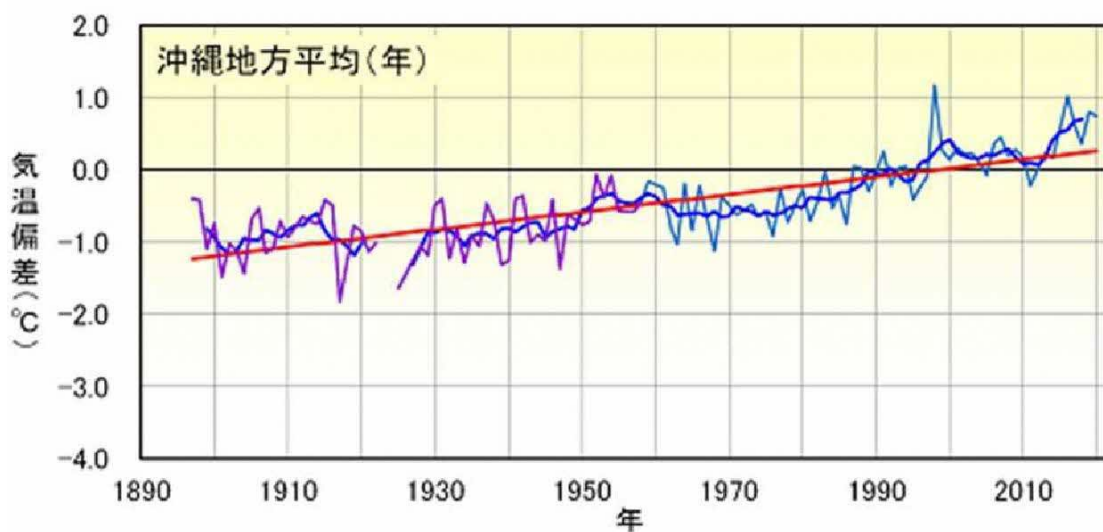
図表 1-1 地球温暖化のメカニズム



出典：環境省 ウェブサイト (<https://ondankataisaku.env.go.jp/coolchoice/ondanka/>)

気象庁の観測結果によると、沖縄地方における年平均気温は、この 100 年間で約 1.21℃の上昇となっています（図表 1-2 参照）。

図表 1-2 沖縄地方の年平均気温偏差の経年変化（1897 年から 2020 年まで）



出典：「沖縄の気候変動監視レポート 2021」令和 3 年 3 月 沖縄気象台

## 1.2 地球温暖化問題に係る近年の主な動向

地球温暖化問題に係る近年の国内外の動向を図表 1-3 に示します。

2015（平成 27）年にフランス・パリで開催された第 21 回締約国会議（COP21）において、気候変動に関する 2020（令和 2）年以降の新たな国際枠組である「パリ協定」が採択され、次の要素が盛り込まれました。

- 世界の平均気温上昇を産業革命以前に比べて 2℃未満に抑えること、1.5℃に抑える努力を追求することを目標。
- 主要排出国を含むすべての国が削減目標を 5 年ごとに提出・更新。
- すべての国が共通かつ柔軟な方法で実施状況を報告し、評価を受けること。 など

パリ協定は「京都議定書」に代わる、2020（令和 2）年以降の温室効果ガス排出削減等のための新たな国際枠組であり、先進国だけが対象ではなく、歴史上初めてすべての国が参加する公平な合意として評価されており、2016（平成 28）年に発効し、我が国も受諾しました。

我が国では、パリ協定を踏まえて、地球温暖化対策推進法に基づく政府の総合計画である、「地球温暖化対策計画」が 2016（平成 28）年に策定され、2021（令和 3）年に改訂されました。改訂された地球温暖化対策計画では、目標として、「2030（令和 12）年度に温室効果ガスを 2013（平成 25）年度比で 46.0%削減」や、2050（令和 32）年までに温室効果ガスの排出を全体としてゼロにする「2050（令和 32）年カーボンニュートラル」を表明しています。

図表 1-3 国内外の主な動向

年	世界の動向	日本の動向
1988 年	気候変動に関する政府間パネル（IPCC）設立	
1994 年	気候変動に関する国際連合枠組条約発効	
1997 年	第 3 回締約国会議（COP3）において京都議定書を採択	日本の削減目標-6%に合意
1998 年		地球温暖化対策の推進に関する法律制定
2015 年	第 21 回締約国会議（COP21）開催 パリ協定を採択 産業革命前からの気温上昇を 2℃未満に抑えるための取り組みに合意	
2016 年		地球温暖化対策計画が策定 目標として「2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度比で 26.0%削減」・ 「2050 年までに 80%の温室効果ガスの排出削減」を表明
2021 年	第 26 回締約国会議（COP26）開催 1.5℃努力目標の達成に向けて世界が努力することを、COP の場で正式に合意	地球温暖化対策計画が改訂 目標として「2030 年度に温室効果ガスを 2013 年度比で 46.0%削減」・ 「2050 年カーボンニュートラル」を表明

## 第2章 計画改訂の趣旨

### 2.1 これまでの改訂の経緯

うるま市は、平成 23 年 3 月に「うるま市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を、平成 27 年 4 月に「第 2 次うるま市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定し、平成 29 年に新庁舎（東棟）の供用開始に伴い、「第 3 次うるま市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」（以下、「第 3 次計画」という。）を策定しました。今回、「第 3 次計画」の計画期間最終年度となることから、新たに「第 4 次うるま市地球温暖化対策実行計画（事務事業編）」を策定します。

なお、本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」第 21 条に基づく実行計画として策定するものです。

また、「エネルギーの使用の合理化等に関する法律」（以下、「省エネ法」という。）の改正（平成 22 年 4 月 1 日施行）により、地方公共団体も自らの事務・事業の活動について、エネルギー使用量が一定規模以上の場合に、特定事業者として国にエネルギー使用状況と削減計画を届け出ることが義務付けられています。

うるま市は、省エネ法の特定事業者として、エネルギー消費原単位を年平均 1%以上低減させる努力目標が課せられています。このことから、本計画は、省エネルギー対策に取り組んでいく役割も併せ持つものとしします。

### 2.2 第 3 次計画における温室効果ガス排出量の削減目標

第 3 次計画における温室効果ガス排出量の削減目標を図表 2-1 に示します。

前計画では、うるま市の事務事業から排出する温室効果ガス排出量を基準年度である平成 28 年度と比較して、平成 29 年度から計画期間最終年度の令和 3 年度までの 5 年間平均で 5.0%を削減することを決めました。

図表 2-1 基準年度と計画期間

基準年度	平成 28 (2016) 年度
計画の期間	平成 29 (2017) 年度から令和 3 (2021) 年度の 5 年間
削減目標	5 年間平均で 5.0%

## 2.3 温室効果ガスの排出状況

うるま市の事務事業に伴い排出される温室効果ガス排出量と基準年度からの削減率を図表 2-2 に示します。

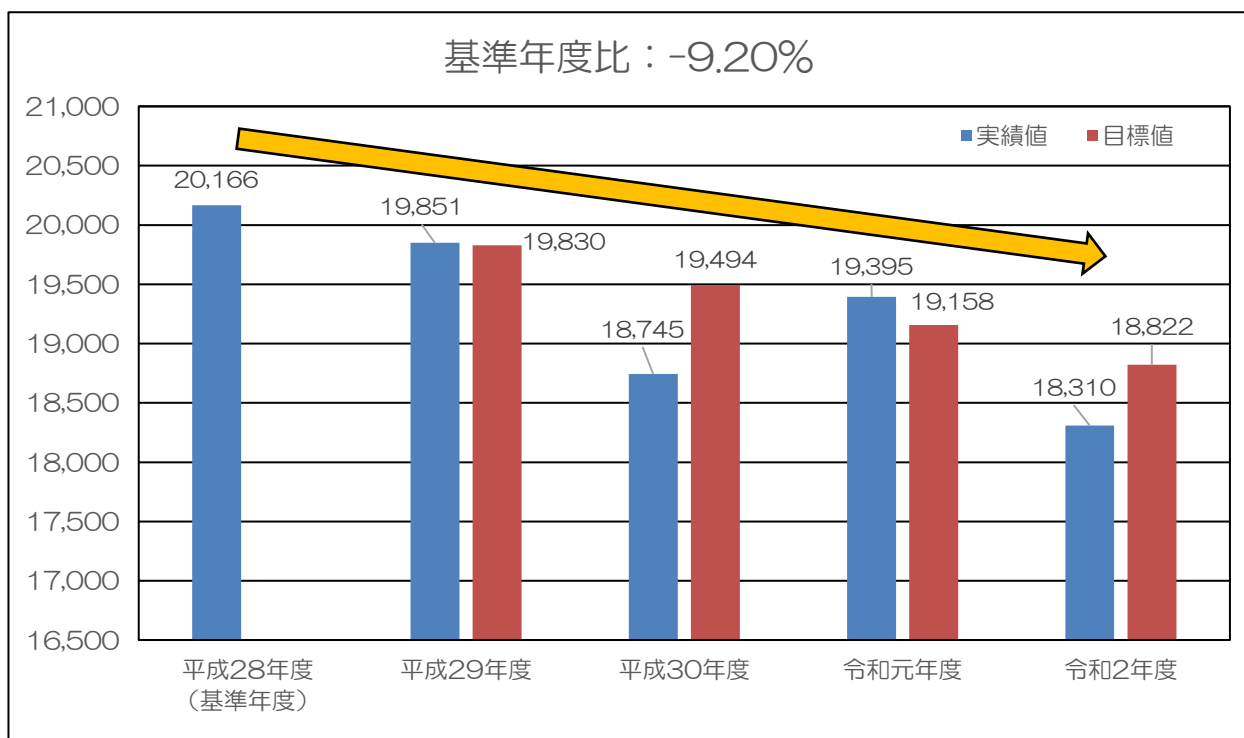
削減の目標値は、基準年度である平成 28 年度と比較して、令和 2 年度までに 6.7%削減することとしていましたが、目標を上回る 9.2%削減となり、目標を達成しています。

その要因のひとつとして、不要照明の消灯や冷暖房温度の調整等で、職員一人ひとりの節電への意識の高まりがあると考えられます。

図表 2-2 温室効果ガス排出量の年間推移

単位：t-CO<sub>2</sub>

温室効果ガス	実績値		目標値	
	実績値	H28対比	目標値	H28対比
平成28年度	20,166	H28対比		H28対比
平成29年度	19,851	-1.6%	19,830	-1.7%
平成30年度	18,745	-7.0%	19,494	-3.3%
令和元年度	19,395	-3.8%	19,158	-5.0%
令和2年度	18,310	-9.2%	18,822	-6.7%





## 第3章 計画の基本的事項

### 3.1 計画策定の基本的な考え方

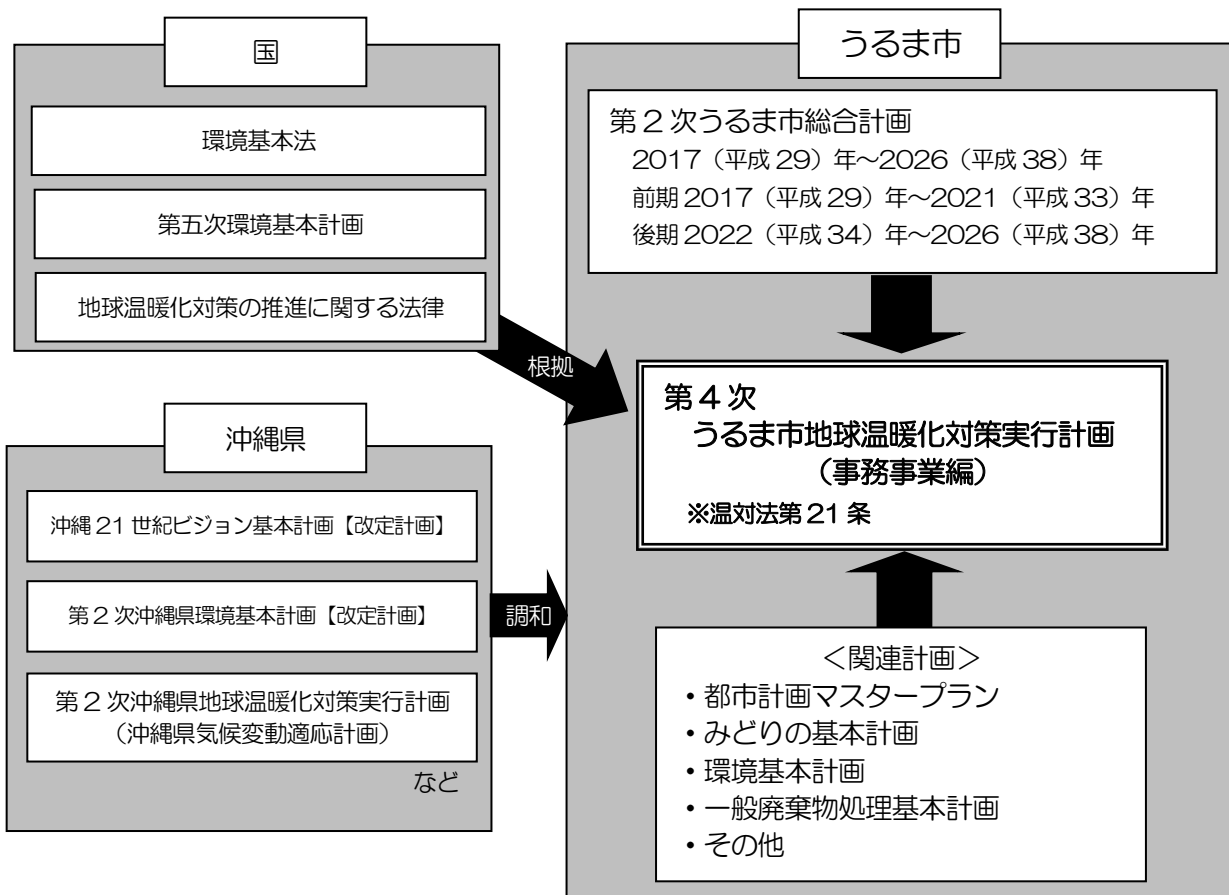
本計画は「地球温暖化対策の推進に関する法律」（以下、「温対法」という。）第21条に基づき、「地球温暖化対策計画」に即して、市町村等は「地方公共団体実行計画（事務事業編）」を策定することが義務付けられています。うるま市は、市内の一事業所として地球温暖化防止のために自ら率先し、事務事業に伴い排出する温室効果ガスを抑制するために策定するものです。

### 3.2 実行計画の位置づけ

本計画は、「温対法」第21条の規定に基づき策定します。

また、本計画は、「第2次うるま市総合計画 後期基本計画」の施策推進に関わる事務事業と位置づけ、他関連計画と整合を図ります。

図表 3-1 本計画の位置づけ



### 3.3 基準年度・計画期間

本計画の数値目標の基準年度は平成 28 年度とし、計画期間は令和 4 年度から令和 12 年度までの 9 年間とします（図表 3-2 参照）。

ただし、計画の内容については、社会情勢の変化や技術的進歩、計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行うものとします。

図表 3-2 基準年度と計画期間

基準年度	平成 28 (2016) 年度
計画の期間	令和 4 (2022) 年度から令和 12 (2030) 年度の 9 年間

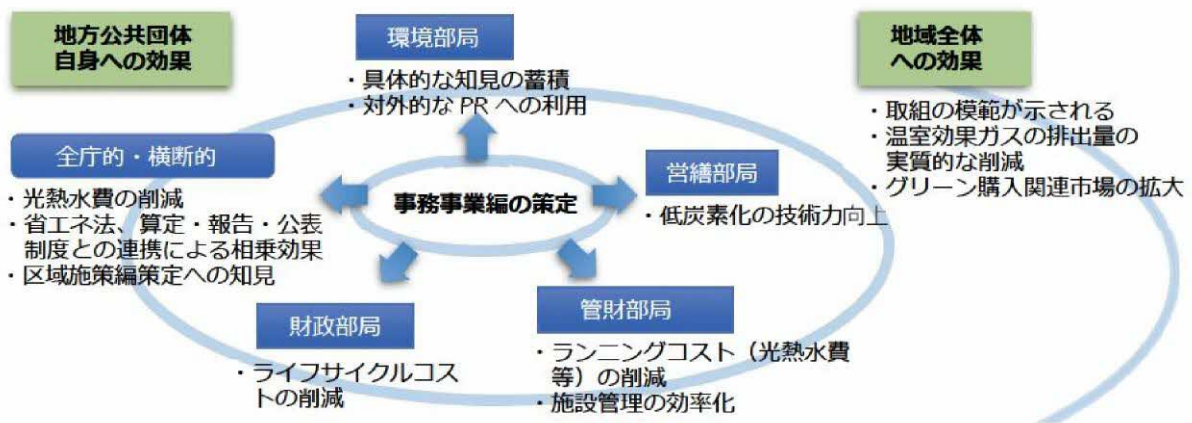
### 3.4 実行計画の策定による効果

本計画（事務事業編）の策定は、うるま市自身に対して効果があるのは当然ながら、地域全体への効果も期待されます（図表 3-3 参照）。

うるま市自身への効果としても、環境部局（温室効果ガス排出量の削減に関する具体的な知見の蓄積等）のみならず、営繕部局（低炭素化の技術力向上等）、管財部局（施設の長寿命化等）、財政部局（ライフサイクルコストの削減等）、全庁的・横断的な効果（光熱水費の削減等）など、多岐に及びます。

地域全体への効果としては、地域に対して温室効果ガス排出量の削減の模範が示されることや、地域の実質的な温室効果ガス排出量の削減がなされるなどの効果が挙げられます。

図表 3-3 事務事業編の効果



出典：「地方公共団体実行計画（事務事業編）策定・実施マニュアル（本編）Ver.1.2」令和 3 年 3 月 環境省

## 3.5 計画の対象範囲

本計画の対象範囲は、図表 3-4 に示す部局等が行う施設の運営、管理及び事務の執行に関する範囲です。

図表 3-4 計画の対象範囲

庁舎	本庁舎（東棟・西棟） 石川庁舎		企画部、総務部、福祉部、こども部、市民部、経済部、都市建設部、会計課、教育部、指導部、議会事務局、選挙管理委員会事務局、監査委員事務局、農業委員会事務局
	消防庁舎		具志川消防署（消防本部）、石川消防署、与勝消防署、平安座出張所
	水道庁舎		水道部
市長部局 出先機関	企画部	企画政策課	自動車
		資産管理課	防災一時避難所（旧比嘉小学校）、地域インターネット（旧浜中学校）
		秘書広報課	自動車
		情報課	Wifi 設備（津堅）・地デジ共聴設備機器（平敷屋、池味、宮城）
		防災基地渉外課	自動車
	総務部	管財課	本庁舎（東棟、西棟）、石川庁舎、自動車
	福祉部	福祉総務課	自動車
		保護課	自動車
		介護長寿課	老人福祉センター（上原自治会）・自動車
		障がい福祉課	自動車
	こども部	こども未来課	石川保育所、きむたかこどもセンター、なかきず児童センター、みどり町児童センター、シビックセンター学童クラブ、南原学童クラブ、宮城児童館、屋慶名児童館、田場学童クラブ、自動車
		保育幼稚園課	保育所（5カ所）、幼稚園（16カ所）、自動車
		児童家庭課	自動車
		こども健康課	自動車
	市民部	市民協働課	平敷屋旅客待合所、自動車
		健康支援課	健康福祉センター（うるみん）、自動車
		国民健康保険課	自動車
		環境課	津堅島小型焼却炉、浸出水処理施設、自動車
	経済部	産業政策課	うるマルシェ、自動車
		農政課	与那城農村環境改善センター、勝連農村環境改善センター、農家高齢者創作館、農村婦人の家、自動車
農水産整備課		津堅ため池、石川ダムポンプ場、2号貯水池（津堅）、自動車	
商工労政課		あやはし館、いちゅい具志川じんぶん館、東照間地内工場、石川地域活性化センター舞天館、IT 事業支援センター、自動車	

注：令和3年度現在。

市長部局 出先機関	経済部	観光振興課	世界遺産勝連城跡休憩所、石川多目的ドーム、与那城総合公園多種目球技場、与那城総合公園陸上競技場、与那城総合公園駐車場、具志川ドーム、具志川多種目球技場、具志川庭球場、具志川球場駐車場、具志川総合グラウンド 1、具志川総合グラウンド 2、具志川総合体育館、具志川総合運動公園（外灯 1）、具志川総合運動公園（外灯 2）、具志川野球場、勝連野外運動場、勝連海洋センター、勝連海洋センター（外灯）、勝連海洋センター（屋外トイレ）、勝連総合グラウンド、石川プール 1、石川プール 3、石川体育館、石川（白浜）公園外灯、ロードパーク（協会）、ロードパーク（風車）、ロードパーク（駐車場照明及びフットライト）、石川漁港前公衆トイレ、観光トイレ（伊計・前の浜）、観光トイレ（伊計・大泊）、観光トイレ（伊計・東浜）、観光トイレ（平安座）、観光トイレ（照間）、自動車
	都市建設部	都市政策課	地域交流センター、自動車
		道路公園課	自動車
		建築工事課	自動車
		用地課	自動車
		維持管理課	あけぼの公園等（85カ所）、街路灯等（12カ所）、自動車
		建築行政課	自動車
		検査課	自動車
		勝連城跡周辺整備室	勝連城跡（トイレ・休憩所・EV施設）、自動車
	水道部	水道総務課	水道庁舎、自動車
		営業課	自動車
		工務課	配水池（16カ所）、ポンプ場（9カ所）、津堅分岐点、津堅送水所（防食装置）、自動車
		下水道課	マンホールポンプ（44カ所）、中継ポンプ場（11カ所）、石川終末処理場、農業集落排水処理施設、自動車
	消防本部	消防総務課	具志川消防署（消防本部）、石川消防署、与勝消防署、平安座出張所、自動車
		予防課	
		警防課	

教育委員会 出先機関	教育部	教育総務課	自動車
		学校施設課	自動車
		生涯学習スポーツ振興課	具志川運動公園管理事務所、自動車
		文化財課	伊波メンスー織作業所、勝連文化財資料館、地下道、文化財倉庫（旧勝連幼稚園）、与那城歴史民族資料館、海の文化資料館、石川歴史民族資料館、自動車
		生涯学習文化振興センター	公民館（3カ所）、市民芸術劇場、生涯学習文化振興センターゆらてく、自動車
		図書館	中央図書館、自動車
	指導部	学務課	小学校（18校）、中学校（10校）、倉庫（旧宮城中学校）、自動車
		指導課	自動車
		教育支援センター	自動車
		学校給食センター	学校給食センター（6カ所）、自動車
市議会	議会総務課	自動車	
農業委員会	農業委員会事務局	自動車	

注：令和3年度現在。

### 3.6 対象とする温室効果ガス

「温対法」第2条3項には、7種類の温室効果ガスが規定されています（図表3-5）。そのうち、ハイドロフルオロカーボン（HFC）、パーフルオロカーボン（PFC）、六ふっ化硫黄（SF<sub>6</sub>）、三ふっ化窒素（NF<sub>3</sub>）については、排出量の算定が困難であり、うるま市からの排出量も小さいものと想定されるため、算定対象から除外することとします。

したがって、本計画では、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）、メタン（CH<sub>4</sub>）、一酸化二窒素（N<sub>2</sub>O）の3種類の温室効果ガスを対象物質とします。

図表3-5 「温対法」第2条3項に規定されている7種類の温室効果ガス

温室効果ガスの種類	主な発生源	地球温暖化係数 <sup>(注1)</sup>	日本の排出量割合（%） <sup>(注2)</sup>	本計画の対象物質
二酸化炭素（CO <sub>2</sub> ）	電気の使用、ガソリン・灯油等化石燃料の燃焼等	1	91.4	○
メタン（CH <sub>4</sub> ）	ボイラー等燃料の燃焼、自動車の走行、稲作、家畜の腸内発酵等	25	2.3	○
一酸化二窒素（N <sub>2</sub> O）	ボイラー等燃料の燃焼、自動車の走行、病院での笑気ガス使用等	298	1.6	○
ハイドロフルオロカーボン（HFC）	カーエアコンや冷蔵庫などの冷媒用に使用、廃棄時等	1,430 など	4.1	-
パーフルオロカーボン（PFC）	PFCが冷媒に封入されている製品の使用、廃棄時等	7,390 など	0.3	-
六ふっ化硫黄（SF <sub>6</sub> ）	絶縁ガスとして封入された電気機械器具類の使用、廃棄時等	22,800	0.2	-
三ふっ化窒素（NF <sub>3</sub> ）	半導体製造でエッチング液として使用	17,200	0.02	-

注1：大気中に放出された単位重量の当該物質が地球温暖化に与える効果を、CO<sub>2</sub>を1として相対値として表したものの。

注2：2019年度（令和元年度）の温室効果ガス排出量（確報値）より作成。

出典：環境省 ウェブサイト（<https://www.env.go.jp/press/109480.html>）

## 第4章 温室効果ガスの排出実態

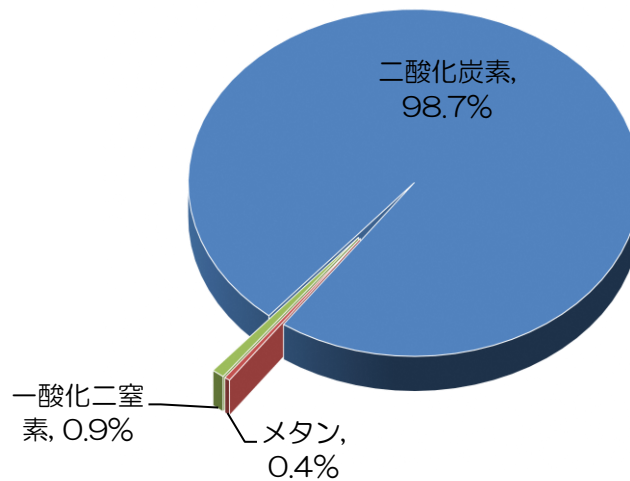
### 4.1 温室効果ガス総排出量

本計画で算定対象とした3種類の温室効果ガス総排出量は、18,310 t-CO<sub>2</sub>となりました（図表4-1 参照）。

温室効果ガス種類別の排出量は、二酸化炭素が全体の98.7%（18,072 t-CO<sub>2</sub>）と大部分を占めており、以下、一酸化二窒素が0.9%（165 t-CO<sub>2</sub>）、メタンが0.4%（73 t-CO<sub>2</sub>）と続きます。

図表 4-1 温室効果ガス総排出量

対象ガス	主な発生源	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	排出割合 (%)
二酸化炭素 (CO <sub>2</sub> )	ガソリン等燃料使用、電力使用	18,072	98.7
メタン (CH <sub>4</sub> )	下水処理	73	0.4
一酸化二窒素 (N <sub>2</sub> O)	下水処理	165	0.9
温室効果ガス (GHG)	-	18,310	100



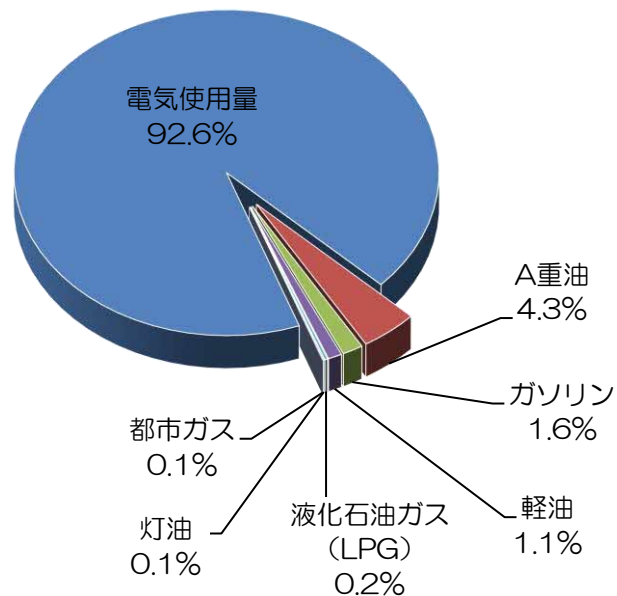
## 4.2 二酸化炭素排出量

温室効果ガス総排出量の98.7%を占める二酸化炭素を発生源別にみると、電気の使用量が16,737 t-CO<sub>2</sub> (92.6%) と最大です(図表4-2 参照)。

次いで、A重油が785 t-CO<sub>2</sub> (4.3%)、ガソリンが284 t-CO<sub>2</sub> (1.6%) となっており、上位3種類で二酸化炭素排出量の98.5%の割合を占めています。

図表 4-2 発生源別二酸化炭素排出量

二酸化炭素発生源	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )	排出割合 (%)
電気使用量	16,737	92.6
A重油	785	4.3
ガソリン	284	1.6
軽油	191	1.1
液化石油ガス(LPG)	39	0.2
灯油	19	0.1
都市ガス	17	0.1
合計	18,072	100



## 4.3 庁舎別排出量

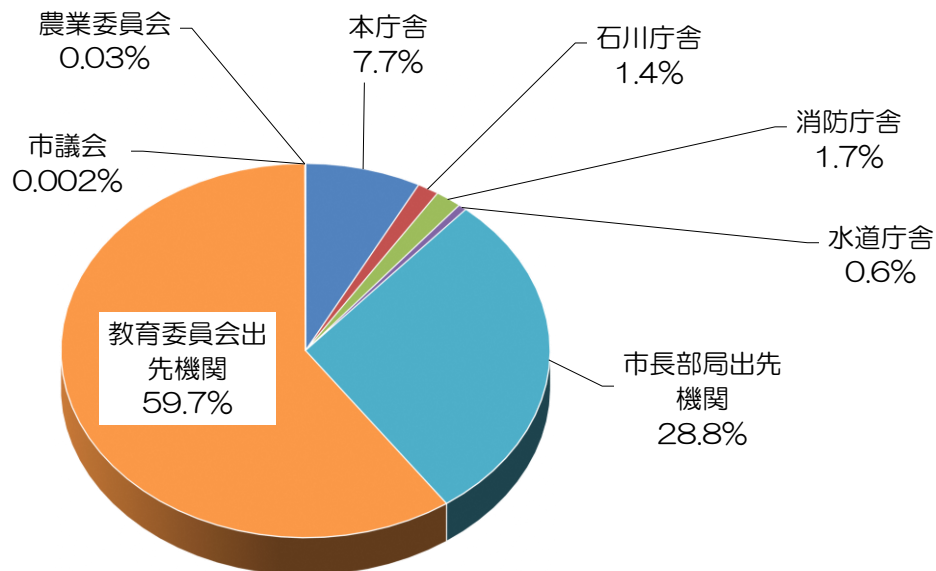
庁舎別の温室効果ガス排出量をみると、教育委員会出先機関が 10,940 kg-CO<sub>2</sub> (59.7%) と最も大きく、次いで、市長部局出先機関が 5,281 kg-CO<sub>2</sub> (28.8%)、本庁舎が 1,403 kg-CO<sub>2</sub> (7.7%) と続きます (図表 4-3 参照)。

図表 4-3 庁舎別排出量

単位：t-CO<sub>2</sub>

計画対象施設	二酸化炭素	メタン	一酸化二窒素	温室効果ガス	排出割合 (温室効果ガス)
本庁舎	1,403	0.0004	0.0001	1,403	7.7%
石川庁舎	259	0	0	259	1.4%
消防庁舎	320	0	0	320	1.7%
水道庁舎	102	0.000001	0.0000003	102	0.6%
市長部局出先機関	5,044	73	164	5,281	28.8%
教育委員会出先機関	10,939	0.1	1.2	10,940	59.7%
市議会	0.3	0	0	0.3	0.002%
農業委員会	4.6	0.004	0.1	4.7	0.03%
合計	18,072	73	165	18,310	100%

注：計算上の四捨五入により、表中の値による合計が一致しない場合がある。





#### 4.4 庁舎別部署別の排出量

庁舎別部署別の温室効果ガス排出量を図表 4-4 に示します。

##### ①本庁舎

本庁舎から排出される温室効果ガス排出量は 1,403 t-CO<sub>2</sub> となり、その発生源のほとんどが電気の使用です。

##### ②石川庁舎

石川庁舎から排出される温室効果ガス排出量は 259 t-CO<sub>2</sub> となり、その発生源の全てが電気の使用です。

##### ③消防庁舎

消防庁舎から排出される温室効果ガス排出量は 320 t-CO<sub>2</sub> となり、その中でも電気の使用が 221 t-CO<sub>2</sub> と最も大きく、次いで、ガソリンの使用が 66 t-CO<sub>2</sub>、軽油の使用が 30 t-CO<sub>2</sub> となっています。

##### ④水道庁舎

水道庁舎から排出される温室効果ガス排出量は 102 t-CO<sub>2</sub> となり、その発生源のほとんどが電気の使用です。

##### ⑤市長部局出先機関

市長部局出先機関から排出される温室効果ガス排出量は、水道部が 2,303 t-CO<sub>2</sub> と最も大きく、以下、経済部が 2,038 t-CO<sub>2</sub>、市民部が 332 t-CO<sub>2</sub> と続きます。

水道部においては、電気の使用が 2,048 t-CO<sub>2</sub> と大きいですが、これは、石川終末処理場からの排出が寄与しているものと考えられます。

##### ⑥教育委員会出先機関

教育委員会出先機関から排出される温室効果ガス排出量は、指導部が 9,778 t-CO<sub>2</sub>、教育部が 1,162 t-CO<sub>2</sub> となっています。

指導部においては、電気の使用が 8,860 t-CO<sub>2</sub> と大きく、幼稚園、小学校、中学校の各学校からの排出が影響しているものと考えられます。また、二番目に排出量の多い A 重油 (785 t-CO<sub>2</sub>) は、給食センターからの排出が寄与しているものと考えられます。

教育部においては、電気の使用が 1,138 t-CO<sub>2</sub> と全体のほとんどを占めています。

##### ⑦市議会

市議会から排出される温室効果ガス排出量は 0.3 t-CO<sub>2</sub> となり、その発生源の全てがガソリンの使用です。

##### ⑧農業委員会

農業委員会から排出される温室効果ガス排出量は 4.7 t-CO<sub>2</sub> となり、その発生源のほとんどがガ

ソリンの使用（4.6 t-CO<sub>2</sub>）です。

図表 4-4 庁舎別部署別の排出量

単位：t-CO<sub>2</sub>

計画対象施設	二酸化炭素						メタン			一酸化二窒素				温室効果ガス	部署別 排出割合		
	ガソリン	灯油	軽油	A重油	液化石油ガス (LPG)	都市ガス	電気使用量	下水処理	自動車	液化石油ガス (LPG)	下水処理	自動車	液化石油ガス (LPG)			A重油	
本庁舎							1,403			0.0004			0.0001		1,403	7.7%	
石川庁舎							259								259	1.4%	
消防庁舎	66	2.0	30				0.7	221							320	1.7%	
水道庁舎								102					0.0000003		102	0.6%	
出 市 先 長 機 関 局	企画部	7.0						1.3		0.002			0.1		8	0.05%	
	総務部	17		1.1						0.03			0.8		19	0.1%	
	福祉部	22						4.0		0.07			1.1		27	0.1%	
	こども部	8.1						267		0.01	0.01		0.2	0.002	276	1.5%	
	市民部	19	16	21		0.1		275		0.01			0.3		0.4	332	1.8%
	経済部	41		21		39		1,937		0.03			0.8			2,038	11.1%
	都市建設部	35		19				222		0.06			1.5			278	1.5%
	水道部	21		2.1				2,048	73	0.01	0.001	158	0.3	0.0002		2,303	12.6%
出 先 機 関 会	教育部	20	0.8	2.4			0.05	1,138		0.02	0.00001		0.6	0.000003		1,162	6.3%
	指導部	23		93	785		16	8,860		0.04			0.6			9,778	53.4%
市議会	0.3														0.3	0.002%	
農業委員会	4.6								0.004			0.1			4.7	0.03%	
合 計	284	19	191	785	39	17	16,737	73	0.3	0.01	158	6.3	0.003	0.4	18,310	100.0%	
温室効果ガス排出割合	1.6%	0.1%	1.0%	4.3%	0.2%	0.1%	91.4%	0.4%	0.002%	0.0001%	0.9%	0.03%	0.00001%	0.002%	100.0%	-	

注：計算上の四捨五入により、表中の値による合計が一致しない場合がある。

## 第5章 計画の目標

### 5.1 温室効果ガス削減目標の基本的な考え方

国の「地球温暖化対策実行計画（令和3年10月22日に閣議決定）」では、中期目標として、温室効果ガスの総排出量を2030年度（令和12年度）において、2013年度から46%削減することを目指し、さらに、50%の高みに向け、挑戦を続けていくとしています。

本市は、大規模な再生可能エネルギー設備を導入できる土地や二酸化炭素を吸収できる森林も少ないなどの社会的・自然的特性を有しています。また、二酸化炭素排出量の90%以上は電気となっており、電気の供給元の排出係数の低減見込みを考慮する必要があります。

このような状況を踏まえ、国の温室効果ガス削減目標を考慮しつつ、本市の特性に応じた効果的な排出抑制に向けた取り組みの推進が必要と考えています。

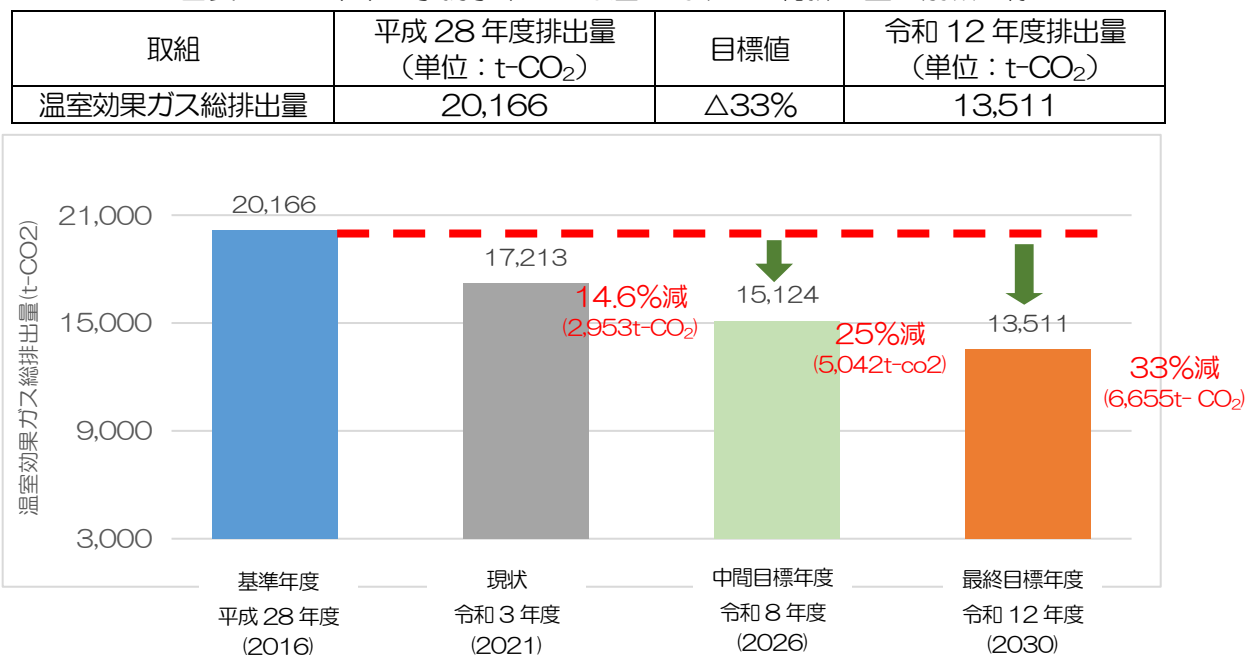
### 5.2 温室効果ガスの削減目標

本市の事務事業の実施により排出される温室効果ガスのほとんどが二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）を占めていることから、本計画における温室効果ガス排出量に関する削減目標は、二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出量を中心に削減を目指します。

本市の事務事業から排出する温室効果ガスの総排出量を基準年度（平成28年度）と比べて、令和4年度から毎年度2%の削減を目標に中間年度（令和8年度）では25%、最終目標年度となる令和12年度までには33%を削減目標と定めます（図表5-1参照）。

目 標	
温室効果ガス総排出量について、令和12(2030)年度までに平成28(2016)年度比33%削減します。	

図表5-1 本市の事務事業による温室効果ガス総排出量の削減目標



## 第6章 目標達成に向けた取り組み

### 6.1 日常の事務及び事業などに関する取り組み

本計画の目標を達成するためには、市民サービスの向上と省エネルギーの一層の推進等を両立させながら、様々な取り組みを推進する必要があります。それらを踏まえ、以下に挙げる取り組みについて、積極的に推進します。

#### ①省エネルギーの推進

消灯の徹底	<ul style="list-style-type: none"> <li>○照明の間引きの検討</li> <li>○昼休み（受付事務や来客の場合を除く）、退庁時及び残業時等の不要な照明の消灯の励行</li> <li>○更衣室、書庫、会議室や給湯室などの照明のこまめな消灯の励行</li> <li>○全庁的に毎週水曜 20 時以降の消灯の励行</li> </ul>
OA機器	<ul style="list-style-type: none"> <li>○エネルギー省エネ効率の高い電気機器の購入</li> <li>○使用しない OA 機器（パソコン、プリンターなど）のスイッチオフの徹底</li> <li>○情報課によるシンクラ端末の省エネ設定</li> <li>○最終退庁者は、OA 機器等の電源が切れていることを確認</li> <li>○パソコンモニターの輝度を 40%程度で使用</li> </ul>
空調設備	<ul style="list-style-type: none"> <li>○冷房温度は 28 度を目安に温度設定の励行</li> <li>○冷房や暖房の効果を高めるため、カーテンやブラインドの有効活用</li> <li>○エアコンフィルターの定期的な清掃</li> <li>○風通しが良い日は、自然風を利用</li> <li>○夏季における衣服の軽装化（クールビズ）の実践</li> <li>○個人使用の扇風機等を自粛</li> </ul>
その他の電気使用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○電気製品の待機時消費電力の削減（節電タップの購入）</li> <li>○自動販売機の照明オフや設置台数の制限などによる消費電力の低減の検討</li> <li>○省エネ型自動販売機への切り替えを検討</li> <li>○電気機器の周辺にできるだけ物を置かないように工夫するなどの熱がこもらない空間づくりの励行</li> <li>○支障のない範囲でエレベーター運転の一部停止の検討</li> <li>○エレベーターでなく階段の利用</li> <li>○給湯器の適正な管理</li> <li>○冷蔵庫の適正使用（大量の保管や長期保管等の制限）</li> <li>○全職員に毎月の電気使用量の削減状況を報告（取組後の効果の共有）</li> <li>○ノー残業デーの実施</li> </ul>

②廃棄物減量化、リサイクルの推進

ごみの減量 (リデュース)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○割り箸の使用をやめ、マイ箸を使用</li> <li>○マイボトルの持参</li> <li>○ボールペンは、芯の交換ができるものを使用</li> <li>○使い捨て製品の使用や購入を抑制し、資源を有効に活用</li> <li>○物品等の納入時における過剰包装の削減を推進</li> </ul>
再使用、再利用 (リユース)	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ファイルやフォルダを繰り返し使用</li> <li>○使用済み封筒の再利用</li> <li>○裏面利用可能な紙は、事務連絡や通知用又は FAX やメモ用紙に再利用</li> </ul>
リサイクル	<ul style="list-style-type: none"> <li>○再生紙などの再生品の活用</li> <li>○新聞、雑誌、ダンボール、雑がみなどの古紙分別を徹底</li> <li>○資源ごみ(ビン類、缶類、プラスチック類、ペットボトル)の分別を徹底</li> <li>○イベント会場にごみ分別回収ボックスを設置</li> </ul>

③グリーン購入の推進

グリーン購入	<ul style="list-style-type: none"> <li>○グリーンマーク商品等環境配慮商品の優先的な購入(「環境物品等の調達 の推進に関する基本指針」を積極的に活用する。)</li> <li>○再生紙が使用されているトイレトペーパーの購入</li> <li>○古紙配合率が高く、白色度の低い紙の購入</li> <li>○間伐材等を使用した木材製品の購入</li> </ul>
--------	--

④省資源の推進

節水	<ul style="list-style-type: none"> <li>○節水機器の導入の検討</li> <li>○水使用量の把握と節水の励行の周知徹底</li> <li>○ポットの残り湯を洗い物等に使う等水の有効利用</li> <li>○雨水タンク等の保守管理の徹底</li> <li>○水道水圧の調整等、水の使用削減の努力</li> <li>○水漏れ対点検の徹底</li> <li>○配水管等からの漏水対策の推進</li> </ul>
公用車	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ハイブリッド車、天然ガス自動車、電気自動車などの低公害車の導入</li> <li>○相乗りなど効率的な自動車使用の推進</li> <li>○エコドライブの実践</li> <li>○自動車のタイヤ空気圧の調整や点検整備の励行</li> <li>○公共交通機関の積極的な利用</li> <li>○ノーマイカーデーの推進</li> <li>○駐・停車時のアイドリングストップを徹底</li> <li>○カーエアコンの利用抑制</li> </ul>
紙類の使用量	<ul style="list-style-type: none"> <li>○用紙類の使用量の削減(両面コピー、両面印刷の徹底・裏面使用可能な紙 の利用)</li> <li>○資料の共有化を図り、個人持ち資料の減量化の励行</li> <li>○会議資料の回覧方式化やペーパーレス化の検討</li> <li>○印刷する冊子やパンフレットなどの適正な部数作成の励行</li> <li>○資料の配布や閲覧は、PDF等の電子データを使用</li> <li>○庁内 LAN や電子メールを有効活用(電子決済等)</li> </ul>

## 6.2 建築物や施設の設備などに関する取り組み

### ①施設管理における配慮

省エネルギーの推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○環境配慮型施設（グリーン庁舎）の整備</li> <li>○温室効果ガスの排出の少ない省エネルギー設備の導入</li> <li>○省エネルギー型の機器・設備の導入の推進</li> <li>○IT 機器の外部サーバーファーム利用やクラウドサービス利用の検討</li> <li>○人体感知センサー付き照明設備の導入促進</li> <li>○ビルのエネルギー管理システム（BEMS）の導入の検討</li> <li>○水道施設のポンプ制御の適正化、高効率設備の導入、漏水対策の推進</li> <li>○設備機器等の運転時間・使用用途等を施設管理台帳に記録し、削減可能な省エネルギー項目について検討を実施</li> </ul>
再生可能エネルギーの利用	<ul style="list-style-type: none"> <li>○公共施設への太陽光発電や風力発電設備等の導入の検討</li> <li>○水道施設における小水力発電設備の導入の検討</li> <li>○バイオ燃料利活用の検討</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○自然光の有効利用</li> <li>○屋上緑化・壁面緑化（緑のカーテン）の推進</li> <li>○保水性舗装や高反射率塗装など、敷地や建物の被覆対策の検討</li> <li>○遮熱効果の高い窓ガラスの設置やガラスフィルムの貼り付け検討</li> <li>○雨水等水の有効利用の検討</li> </ul>

### ②公共工事に関する配慮

環境配慮型の事業実施	<ul style="list-style-type: none"> <li>○うるま市発注の公共工事について、契約の相手方に対し関連する目的・目標、その他環境に配慮する事項等を伝達</li> <li>○低公害型の建設機器及び車両を使用することを要請</li> <li>○コンクリート廃材等の建設副産物のリサイクルを推進</li> <li>○再生資材使用量の拡大</li> <li>○自転車利用促進のための「自転車ネットワーク計画」の策定を検討</li> </ul>
省エネルギー等の推進	<ul style="list-style-type: none"> <li>○既存の公共施設及び防犯灯・街路灯及び新設する公共施設等における高効率照明（LED 照明）等への導入</li> </ul>

## 6.3 来庁者への協力依頼等に関する取り組み

協力依頼	<ul style="list-style-type: none"> <li>○車両のアイドリングストップについて協力を要請</li> <li>○健康のためにできるだけエレベーターの使用を控え、階段を利用するように協力を要請</li> <li>○廃棄物の分別について協力を要請</li> </ul>
その他	<ul style="list-style-type: none"> <li>○本計画の取り組みについて市民に周知</li> <li>○小・中学校における環境教育の推進</li> </ul>

## コラム

## —地方公共団体実行計画（区域施策編）策定の必要性について—

地球温暖化問題は、その予想される影響の大きさや深刻さから見て、人類の生存基盤に関わる安全保障の問題と認識されており、最も重要な環境問題の一つとされています。既に世界的にも平均気温の上昇、雪氷の融解、海面水位の上昇が観測されているほか、我が国においても平均気温の上昇、短時間強雨や強風等による被害、農作物や生態系への影響等が観測されています。

2015年にパリ（フランス）で採択され、2016年11月に発効した「パリ協定」では、「世界的な平均気温上昇を産業革命以前に比べて2℃より十分低く保つとともに、1.5℃に抑える努力を追求すること」や「今世紀後半の温室効果ガスの人為的な排出と吸収の均衡」を掲げ、全ての国が参加して地球温暖化対策に取り組むことが示されています。

市町村は、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第19条第2項に基づき、地球温暖化対策計画を勘案し、区域の自然的社会的条件に応じて、温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策（＝地方公共団体実行計画（区域施策編））を策定し、及び実施するように努めるものとされています。

「地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（＝改正地球温暖化対策推進法）」により、「2050年カーボンニュートラル」が法定化され、2050年までの二酸化炭素排出量実質ゼロを目指す地方公共団体（ゼロカーボンシティ）の取組が加速度的に広がっています。また、改正地球温暖化対策推進法 第2条第6項に定める再生可能エネルギーの利用と地域の脱炭素化の取組を一体的に行うプロジェクト（＝「地域脱炭素化促進事業」）が円滑に推進されるよう、市町村は、地方公共団体実行計画区域施策編において、地域脱炭素化促進事業に関する事項を定め実施するよう努めることが示されています。

2021年10月22日に閣議決定された国の「地球温暖化対策計画」では、温室効果ガス排出削減目標として、2030年度に-46%（2013年度比）を目指し、さらに50%の高みに挑戦することが示されています。

地域の脱炭素化を総合的かつ計画的に進めていくためには、地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の策定が必要です。

## 第7章 計画の推進

### 7.1 推進体制

地球温暖化対策を推進するためには、各職場における職員一人ひとりが、日々の事務事業の中で本計画に掲げる取り組みを主体的、かつ積極的に実践する必要があります。また、うるま市として総合的かつ計画的に事務事業に係る温室効果ガスの削減に組織的に取り組む必要があることから、実行計画推進統括者、実行計画推進本部、実行計画推進会議、実行計画推進員、実行計画推進事務局を設けることにより地球温暖化防止対策の意識の高揚及び実践の徹底を図ります。

本計画の推進体制を図表 7-1 に示します。

#### ①実行計画推進統括者

- 実行計画を推進するため、実行計画推進統括者（以下、「推進統括者」という。）を置き、推進統括者は市長とします。
- 実行計画に関する基本的事項及び必要事項等について、決定及び変更を行います。
- 実行計画に基づく措置の実施状況（温室効果ガス総排出量を含む）を公表します。

#### ②実行計画推進本部

- 実行計画推進本部（以下、「推進本部」という。）は、本部長、副本部長、本部員をもって構成します。
- 本部長には副市長が、副本部長には教育長と市民部長が、本部員に企画部長をはじめ各部局長があたります。
- 実行計画の推進にあたって、取り組み方針等を決定し、指示を行います。
- 各部局の実行計画推進会議（以下、「推進会議」という。）から報告された実施状況や検討事項について審議します。
- 実行計画に基づく措置の実施状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表する内容の確認を行います。
- 推進本部の事務局は、実行計画推進事務局（以下、「推進事務局」という。）とします。

#### ③実行計画推進会議

- 各部局の部長級を議長とし、各部課長級で構成する推進会議を設置し、実行計画の実施状況の確認や意見交換を行い、実施における課題及び解決策を検討し、推進本部に報告します。
- 推進会議は、推進本部の方針を受け、実行計画推進員（以下、「推進員」という。）及び職員に対して指導、情報提供等を行います。
- 推進会議の庶務は各部局の主管課が担当します。

#### ④実行計画推進員

- 推進員は、各所属課等の職員の中から所属長が指名します。
- 推進員は、実行計画の推進を図るとともに、実施状況等を推進会議に報告します。
- 推進員の任期は、1年間とし、再任は妨げない。

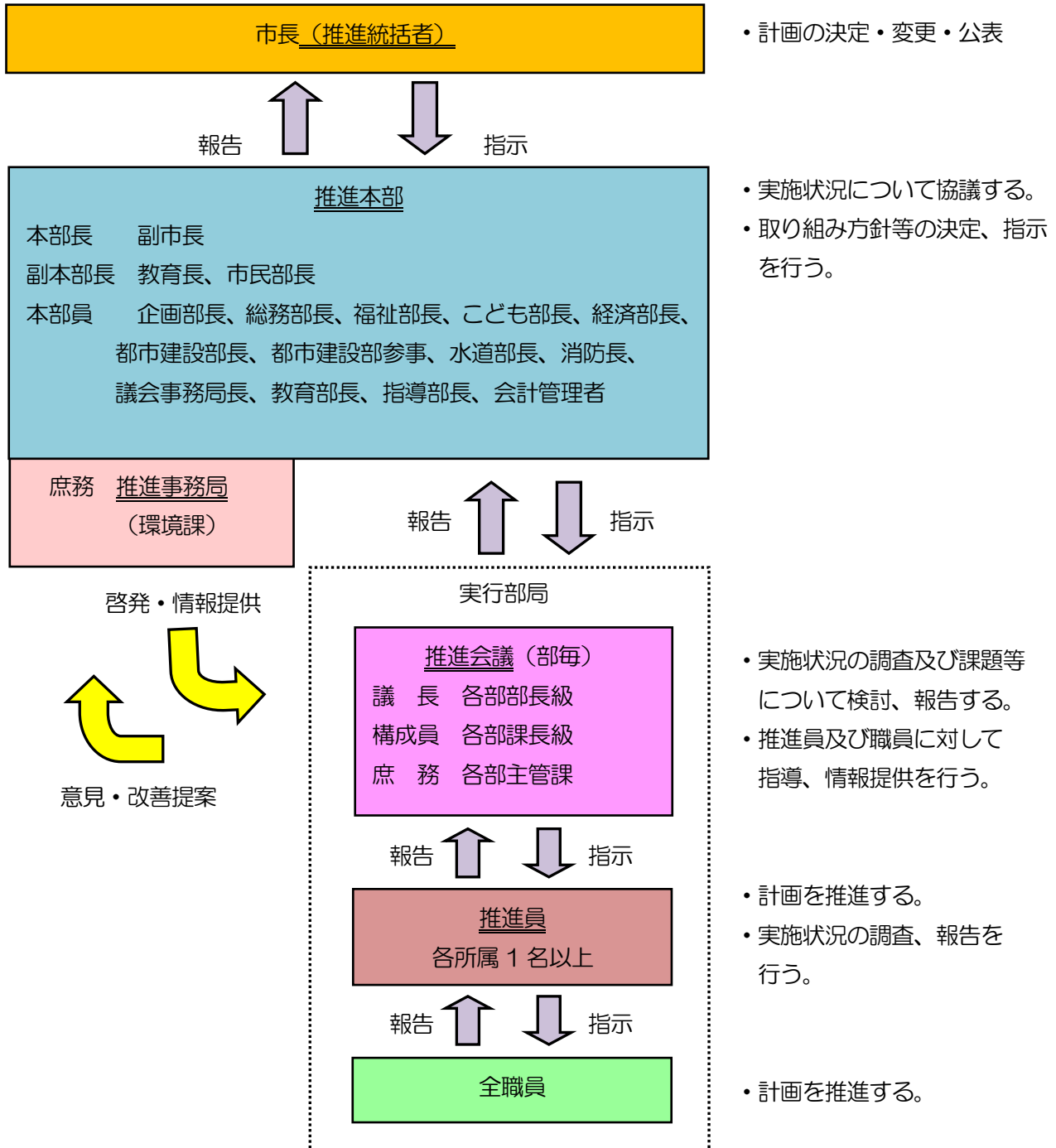


⑤実行計画推進事務局

○推進事務局は環境課に置き、推進本部の庶務を行います。

○データのとりまとめ、結果報告、全職員への啓発と情報提供を行います。

図表 7-1 本計画の推進体制



## 7.2 進行管理

本計画をより効果的に推進するために職員の取り組み成果を定期的に点検、評価し、必要に応じて取り組み内容や取り組み方法の見直しを図る必要があります。

具体的には、温室効果ガスの削減の状況について数値化・見える化を図ることで、計画の進捗状況を定期的に、定量的に点検・評価し、温室効果ガス削減の取組の継続的な改善を図ります。

図表 7-2 に示す PDCA (Plan-Do-Check-Action) サイクルを、「地方公共団体実行計画策定・管理等支援システム (LAPSS)」により進行管理を推進します。

図表 7-2 PDCA サイクル

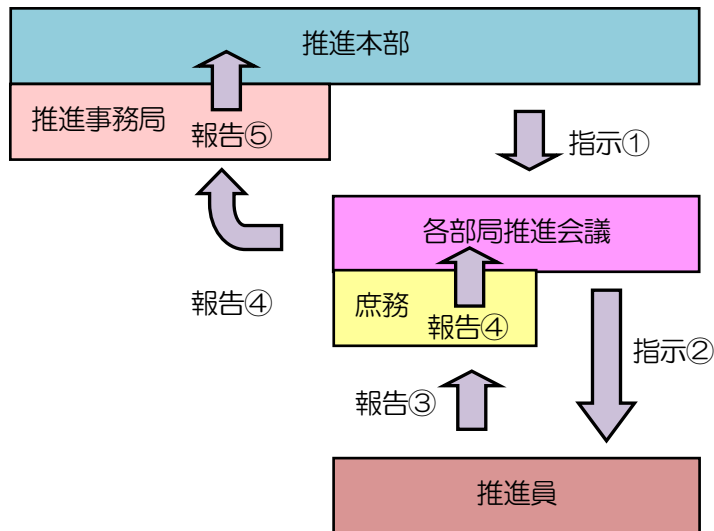
段階	主体	内容	LAPSS	
			施設管理部局 (推進員)	事務局
計画 (Plan)	推進統括者	計画の決定及び変更を行い、推進本部に対して実行の指示を行います。	管理している施設・設備ごとに、温室効果ガスの排出削減のために取り組む措置の内容を入力する。	実行計画として取り組む施策と削減目標を設定する(計画策定・改定)。
実施 (Do)	全職員	目標達成に向かって創意工夫をこらし、自主的、積極的に行動します。	活動量データを入力。	活動量データの入力依頼・督促等。
点検 (Check)	推進会議	推進員の報告により実施状況を確認し、課題及び解決策を検討し、結果を推進本部に報告します。	年度ごとに、各施設での措置の取組状況の点検と自己評価を行う。	入力データの点検等。
改善 (Action)	推進本部	推進会議の報告、提案等を審議し、取り組みの改善を行います。実施状況から目標達成が困難であると認められる場合、外部機関の診断等を実施し、課題解決に努めます。	他団体との施設面積あたりの排出量比較や、有効な措置の参照等を行う。	

## 7.3 実施状況等の調査・集計の流れ

実施状況等の調査・集計の流れを図表 7-3 に示します。

- ①推進本部は、実行計画の実施状況及び改善等に必要な調査を実施するため、各部局の推進会議に指示します。
- ②各部局の推進会議は、指示に基づき推進員に調査を依頼します。
- ③推進員は、調査票を作成し、所属長の決裁を受けて各部局の推進会議へ提出します。
- ④各部局の推進会議庶務(各部主管課)は、推進員から報告された調査票の集計、取りまとめを行い、推進会議及び推進事務局に報告します。
- ⑤推進事務局は、各部局の推進会議から報告された調査報告書の集計、取りまとめを行い、推進本部へ報告します。

図表 7-3 実施状況等の調査・集計の流れ



### 7.4 計画の取り組み成果の公表

本計画の実施状況については、うるま市のホームページで毎年公表します。

### 7.5 職員に対する研修・情報提供

本計画の取り組みを全庁的に徹底して推進するためには、職員一人ひとりが地球温暖化問題に関する認識を深め、本計画の取り組み項目を実践することが不可欠であることから、必要に応じて研修を行い、地球温暖化防止の取り組みへの行動を促進します（図表 7-4 参照）。

また、庁内放送を利用した呼びかけ、掲示版、インフォメーションを利用することにより計画の進捗状況の周知を図り、職員の取り組みを促進します。

さらには、職員以外の来庁者や施設利用者に対しても、本計画の趣旨を伝達し、環境配慮の取り組みに協力するよう要請します。

図表 7-4 職員研修

種別	対象者	目的	内容	回数
管理職研修	課長級職員	実行計画の重要性とそれぞれの役割と認識等	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の目的と内容</li> <li>推進・点検体制と役割</li> <li>職員への指導、育成</li> </ul>	年1回
推進員研修	各課等の推進員	実行計画の重要性とそれぞれの役割と認識等	<ul style="list-style-type: none"> <li>計画の目的と内容</li> <li>推進・点検体制と役割</li> <li>点検の手順と方法</li> <li>一般職員への呼びかけ</li> </ul>	年1回
新人研修	新規採用職員等	環境に対する自覚と取組への理解	<ul style="list-style-type: none"> <li>地球温暖化関連情報</li> <li>計画の目的と内容</li> <li>取組の内容と方法</li> </ul>	年1回

注：決定した計画内容について、職員全員で推進するため、実施内容、実施方法、点検・見直し方法等についての研修（説明会）を実施する。

## 7.6 環境教育への貢献

- 環境保全団体や NPO 法人等との協働による市民への環境啓発活動や、児童・生徒への環境教育を推進します。
- 環境機関への環境分野における職場体験学習等では、積極的に貢献していきます。
- 学校や地域社会の場において、ごみ減量化に関する社会意識を醸成するための出前講座等を実施し、環境学習・教育、啓発活動に取り組みます。

## 資料編

温室効果ガスの算定方法	26
令和2年度 うるま市温室効果ガス算出表	28
地球温暖化対策の推進に関する法律	35
うるま市地球温暖化対策実行計画推進本部設置規程	53
COOL CHOICE 賛同証明書	54
持続可能な開発目標 (SDGs)	55

## 温室効果ガスの算定方法

① 燃料の使用に伴い発生する二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出量算定（表 1 参照）

$$\begin{array}{l} \bullet \text{CO}_2 \text{ 排出量} = \text{燃料使用量} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数} \\ (\text{kg-CO}_2) \quad (\text{L 等}) \quad (\text{kg-CO}_2/\text{L 等}) \end{array}$$

表 1 燃料別の排出係数

燃料	排出係数	単位
ガソリン (L)	2.32	kg-CO <sub>2</sub> /L
灯油 (L)	2.49	kg-CO <sub>2</sub> /L
軽油 (L)	2.58	kg-CO <sub>2</sub> /L
A 重油 (L)	2.71	kg-CO <sub>2</sub> /L
液化石油ガス (LPG) (kg)	3.00	kg-CO <sub>2</sub> /kg
都市ガス (Nm <sup>3</sup> )	2.194133	kg-CO <sub>2</sub> /Nm <sup>3</sup>

出典 1：温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver4.7 2021 年 環境省・経済産業省

出典 2：うるま市提供資料

② 電気の使用に伴い発生する二酸化炭素（CO<sub>2</sub>）の排出量算定（表 2 参照）

$$\begin{array}{l} \bullet \text{CO}_2 \text{ 排出量} = \text{電気使用量} \times \text{排出係数} \times \text{地球温暖化係数} \\ (\text{kg-CO}_2) \quad (\text{kWh}) \quad (\text{kg-CO}_2/\text{kWh}) \end{array}$$

表 2 電気使用の二酸化炭素排出係数

供給元	排出係数	単位
沖縄電力 (株)	0.810	kg-CO <sub>2</sub> /kwh
JAG国際エナジー (株)	0.504	kg-CO <sub>2</sub> /kwh
(株) 沖縄ガスニューパワー	0.415	kg-CO <sub>2</sub> /kwh
おきなわコープエナジー (株)	0.718	kg-CO <sub>2</sub> /kwh

出典：うるま市提供資料

③ メタン (CH<sub>4</sub>) 及び一酸化二窒素 (N<sub>2</sub>O) の排出量算定 (表3参照)

- 燃料使用に伴う CH<sub>4</sub> (N<sub>2</sub>O) 排出量 = 燃料使用量 × 排出係数 × 地球温暖化係数  
(kg-CH<sub>4</sub> (N<sub>2</sub>O)) (L等) (kg-CH<sub>4</sub> (N<sub>2</sub>O) /L等)
- 下水処理に伴う CH<sub>4</sub> (N<sub>2</sub>O) 排出量 = 下水処理量 × 排出係数 × 地球温暖化係数  
(kg-CH<sub>4</sub> (N<sub>2</sub>O)) (m<sup>3</sup>) (kg-CH<sub>4</sub> (N<sub>2</sub>O) /m<sup>3</sup>)
- 自動車の走行に伴う CH<sub>4</sub> (N<sub>2</sub>O) 排出量 = 走行距離 × 排出係数 × 地球温暖化係数  
(kg-CH<sub>4</sub> (N<sub>2</sub>O)) (km) (kg-CH<sub>4</sub> (N<sub>2</sub>O) /km)

表3 メタン及び一酸化二窒素の排出係数

排出区分		単位	CH <sub>4</sub> 排出係数 (kg-CH <sub>4</sub> /単位)	N <sub>2</sub> O 排出係数 (kg-N <sub>2</sub> O/単位)
ガソリン車・LPG車	普通・小型乗用車	km	0.00001	0.000029
ガソリン車	バス	km	0.000035	0.000041
	軽乗用車	km	0.00001	0.000022
	普通貨物車	km	0.000035	0.000039
	小型貨物車	km	0.000015	0.000026
	軽貨物車	km	0.000011	0.000022
	普通・小型・軽特種用途車	km	0.000035	0.000035
ディーゼル車	普通・小型乗用車	km	0.000002	0.000007
	バス	km	0.000017	0.000025
	普通貨物車	km	0.000015	0.000014
	小型貨物車	km	0.0000076	0.000009
	普通・小型特種用途車	km	0.000013	0.000025
	ハイブリッド自動車	km	0.0000025	0.0000005
A重油	ディーゼル機関での使用	L	-	0.000066
液化石油ガス(LPG)	家庭用機器での使用量	kg	0.00023	0.0000046
終末処理場		m <sup>3</sup>	0.00088	0.00016

出典1: 温室効果ガス排出量算定・報告マニュアル Ver4.7 2021年 環境省・経済産業省

出典2: うるま市提供資料

## 令和2年度 うるま市温室効果ガス算出表

施設中分類	施設名	課室	活動項目	エネルギー使用量	排出量
				年度合計(標準単位)	(t-CO <sub>2</sub> )
自動車	公用車	こども健康課	: ガソリン   自動車での使用	933.5 L	2.17
幼児・児童施設	いしかわ児童館	こども未来課	: 液化石油ガス(LPG)   家庭用機器での使用量	0.1 kg	0.000001
幼児・児童施設	いしかわ児童館	こども未来課	昼間買電   沖縄電力(株)	31,610.0 kWh	25.60
幼児・児童施設	きむたかこどもセンター	こども未来課	: 液化石油ガス(LPG)   家庭用機器での使用量	0.1 kg	0.000001
幼児・児童施設	きむたかこどもセンター	こども未来課	昼間買電   沖縄電力(株)	21,612.0 kWh	17.51
幼児・児童施設	なかさ児童センター	こども未来課	: ガソリン   自動車以外での使用	0.4 L	0.0008
幼児・児童施設	なかさ児童センター	こども未来課	: 液化石油ガス(LPG)   家庭用機器での使用量	0.1 kg	0.000001
幼児・児童施設	なかさ児童センター	こども未来課	昼間買電   沖縄電力(株)	21,265.0 kWh	17.22
幼児・児童施設	みどり町児童センター	こども未来課	: 液化石油ガス(LPG)   家庭用機器での使用量	0.2 kg	0.000001
幼児・児童施設	みどり町児童センター	こども未来課	昼間買電   沖縄電力(株)	24,734.0 kWh	20.03
幼児・児童施設	シックセンター学童クラブ	こども未来課	昼間買電   沖縄電力(株)	9,948.0 kWh	8.06
幼児・児童施設	南原学童クラブ	こども未来課	: 液化石油ガス(LPG)   家庭用機器での使用量	0.1 kg	0.000001
幼児・児童施設	南原学童クラブ	こども未来課	昼間買電   沖縄電力(株)	6,323.0 kWh	5.12
幼児・児童施設	宮城児童館	こども未来課	: 液化石油ガス(LPG)   家庭用機器での使用量	0.1 kg	0.000001
幼児・児童施設	宮城児童館	こども未来課	昼間買電   沖縄電力(株)	9,453.0 kWh	7.66
幼児・児童施設	宮森学童クラブ	こども未来課	昼間買電   沖縄電力(株)	10,402.0 kWh	8.43
幼児・児童施設	屋敷名児童館	こども未来課	昼間買電   沖縄電力(株)	9,203.0 kWh	7.45
幼児・児童施設	田場学童クラブ	こども未来課	昼間買電   沖縄電力(株)	7,607.0 kWh	6.16
幼児・児童施設	赤道学童クラブ	こども未来課	昼間買電   沖縄電力(株)	10,465.5 kWh	8.48
自動車	公用車	こども未来課	: ガソリン   自動車での使用	359.6 L	0.83
保育所	きむたか保育所	保育幼稚園課	: 液化石油ガス(LPG)   家庭用機器での使用量	493.6 kg	0.004
保育所	きむたか保育所	保育幼稚園課	昼間買電   沖縄電力(株)	48,287.0 kWh	39.11
保育所	与那城保育所	保育幼稚園課	: 液化石油ガス(LPG)   家庭用機器での使用量	484.7 kg	0.003
保育所	与那城保育所	保育幼稚園課	昼間買電   沖縄電力(株)	26,104.0 kWh	21.14
幼稚園	与那城幼稚園	保育幼稚園課	: 液化石油ガス(LPG)   家庭用機器での使用量	7.8 kg	0.0001
幼稚園	伊波幼稚園	保育幼稚園課	: 液化石油ガス(LPG)   家庭用機器での使用量	8.9 kg	0.0001
幼稚園	具志川幼稚園	保育幼稚園課	: 液化石油ガス(LPG)   家庭用機器での使用量	4.8 kg	0.00003
幼稚園	兼原幼稚園	保育幼稚園課	: 液化石油ガス(LPG)   家庭用機器での使用量	1.5 kg	0.00001
幼稚園	勝連幼稚園	保育幼稚園課	: 液化石油ガス(LPG)   家庭用機器での使用量	8.1 kg	0.0001
幼稚園	勝連幼稚園	保育幼稚園課	昼間買電   沖縄電力(株)	27,175.0 kWh	22.01
幼稚園	南原幼稚園	保育幼稚園課	: 液化石油ガス(LPG)   家庭用機器での使用量	16.1 kg	0.0001
幼稚園	城前幼稚園	保育幼稚園課	: 液化石油ガス(LPG)   家庭用機器での使用量	2.5 kg	0.00002
幼稚園	宮森幼稚園	保育幼稚園課	: 液化石油ガス(LPG)   家庭用機器での使用量	2.7 kg	0.00002
幼稚園	彩橋幼稚園	保育幼稚園課	: 液化石油ガス(LPG)   家庭用機器での使用量	1.4 kg	0.00001
幼稚園	津堅幼稚園	保育幼稚園課	昼間買電   沖縄電力(株)	1,445.0 kWh	1.17
幼稚園	田場幼稚園	保育幼稚園課	: 液化石油ガス(LPG)   家庭用機器での使用量	4.6 kg	0.00003
幼稚園	赤道幼稚園	保育幼稚園課	: 液化石油ガス(LPG)   家庭用機器での使用量	5.4 kg	0.00004
幼児・児童施設	あげなこども園(分園)	保育幼稚園課	: 液化石油ガス(LPG)   家庭用機器での使用量	638.2 kg	0.005
幼児・児童施設	あげなこども園(分園)	保育幼稚園課	昼間買電   沖縄電力(株)	64,300.0 kWh	52.08
幼児・児童施設	あげなこども園(本園)	保育幼稚園課	: 液化石油ガス(LPG)   家庭用機器での使用量	2.6 kg	0.00002
自動車	公用車	保育幼稚園課	: ガソリン   自動車での使用	315.1 L	0.73
自動車	公用車	児童家庭課	: ガソリン   自動車での使用	1,889.7 L	4.38
自動車	公用車	児童家庭課	ガソリン車(軽乗用車)	28,172.0 km	0.19
防災・治水施設	防災一時避難所(旧比嘉小学校)	プロジェクト推進課	昼間買電   沖縄電力(株)	41.0 kWh	0.03
その他施設	地域ネットワーク(旧浜中「浜・比嘉地区」)	プロジェクト推進課	昼間買電   沖縄電力(株)	158.0 kWh	0.13
自動車	公用車	企画政策課	: ガソリン   自動車での使用	1,931.7 L	4.48
自動車	公用車	危機管理課	: ガソリン   自動車での使用	347.6 L	0.81
自動車	公用車	危機管理課	ハイブリッド自動車	3,592.0 km	0.001
その他施設	Wifi設備(津堅)・地デジ共聴設備機器(平敷屋・池味・宮城)	情報課	昼間買電   沖縄電力(株)	1,458.0 kWh	1.18
自動車	公用車	秘書広報課	: ガソリン   自動車での使用	752.0 L	1.74
自動車	公用車	秘書広報課	ガソリン車・LPG車(普通・小型乗用車)	7,504.0 km	0.07
保健施設	健康福祉センター(うるみん)	健康支援課	: A重油   ディーゼル機関での使用	21,796.0 L	0.43
保健施設	健康福祉センター(うるみん)	健康支援課	: 液化石油ガス(LPG)   自動車以外での使用	41.7 kg	0.13
保健施設	健康福祉センター(うるみん)	健康支援課	昼間買電   (株) 沖縄ガニュウパワー	566,159.0 kWh	234.96
自動車	公用車	健康支援課	: ガソリン   自動車での使用	2,398.2 L	5.56
自動車	公用車	健康支援課	ガソリン車・LPG車(普通・小型乗用車)	2,953.0 km	0.03
自動車	公用車	健康支援課	ガソリン車(軽乗用車)	15,166.0 km	0.10
自動車	公用車	健康支援課	ガソリン車(普通貨物車)	5,097.0 km	0.06
自動車	公用車	国民健康保険課	: ガソリン   自動車での使用	832.3 L	1.93
自動車	公用車	国民健康保険課	ガソリン車(軽乗用車)	11,252.0 km	0.08
観光・レクリエーション施設	平敷屋旅客待合所	市民協働課	昼間買電   沖縄電力(株)	32,086.0 kWh	25.99
自動車	公用車	市民協働課	: ガソリン   自動車での使用	703.9 L	1.63
自動車	公用車	市民協働課	: 軽油   自動車での使用	131.0 L	0.34
廃棄物処理施設	津堅島小型焼却炉	環境課	灯油	6,400.0 L	15.94
廃棄物処理施設	津堅島小型焼却炉	環境課	昼間買電   沖縄電力(株)	1,949.0 kWh	1.58
その他施設	浸出水処理施設	環境課	昼間買電   沖縄電力(株)	15,089.0 kWh	12.22
自動車	公用車	環境課	ガソリン(揮発油)	17.6 L	0.04
自動車	公用車	環境課	: ガソリン   自動車での使用	4,392.0 L	10.19
自動車	公用車	環境課	: 軽油   自動車での使用	8,140.6 L	21.00
小学校	あげな小学校 校舎	学務課	: ガソリン   自動車以外での使用	14.0 L	0.03
小学校	あげな小学校 校舎	学務課	: 都市ガス   沖縄ガス株式会社 13Aでの使用	6.0 Nm3	0.01
小学校	あげな小学校 校舎	学務課	昼間買電   沖縄電力(株)	498,742.0 kWh	403.98
小学校	与那城小学校 校舎	学務課	: ガソリン   自動車以外での使用	41.3 L	0.10
小学校	与那城小学校 校舎	学務課	: 都市ガス   沖縄ガス株式会社 13Aでの使用	2.5 Nm3	0.01
小学校	与那城小学校 校舎	学務課	昼間買電   沖縄電力(株)	404,831.0 kWh	327.91
小学校	中原小学校 校舎	学務課	: ガソリン   自動車以外での使用	20.5 L	0.05
小学校	中原小学校 校舎	学務課	: 都市ガス   沖縄ガス株式会社 13Aでの使用	6.0 Nm3	0.01
小学校	中原小学校 校舎	学務課	昼間買電   沖縄電力(株)	549,821.0 kWh	445.36
小学校	伊波小学校 校舎	学務課	: 都市ガス   沖縄ガス株式会社 13Aでの使用	1.1 Nm3	0.002



施設中分類	施設名	課室	活動項目	エネルギー使用量	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
				年度合計 (標準単位)	
小学校	伊波小学校 校舎	学務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	566,855.0 kWh	459.15
小学校	具志川小学校 校舎	学務課	: ガソリン   自動車以外での使用	32.0 L	0.07
小学校	具志川小学校 校舎	学務課	: 都市ガス   沖縄ガス株式会社 13Aでの使用	12.5 Nm3	0.03
小学校	具志川小学校 校舎	学務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	280,933.0 kWh	227.56
小学校	兼原小学校 校舎	学務課	: 都市ガス   沖縄ガス株式会社 13Aでの使用	2.7 Nm3	0.01
小学校	兼原小学校 校舎	学務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	563,647.0 kWh	456.55
小学校	勝連小学校 校舎	学務課	: ガソリン   自動車以外での使用	24.7 L	0.06
小学校	勝連小学校 校舎	学務課	: 都市ガス   沖縄ガス株式会社 13Aでの使用	4.9 Nm3	0.01
小学校	勝連小学校 校舎	学務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	259,166.0 kWh	209.92
小学校	南原小学校 校舎	学務課	: ガソリン   自動車以外での使用	14.0 L	0.03
小学校	南原小学校 校舎	学務課	: 都市ガス   沖縄ガス株式会社 13Aでの使用	1.5 Nm3	0.003
小学校	南原小学校 校舎	学務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	284,253.0 kWh	230.24
小学校	城前小学校 校舎	学務課	: ガソリン   自動車以外での使用	16.0 L	0.04
小学校	城前小学校 校舎	学務課	: 都市ガス   沖縄ガス株式会社 13Aでの使用	3.4 Nm3	0.01
小学校	城前小学校 校舎	学務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	392,005.0 kWh	317.52
小学校	天願小学校 校舎	学務課	: ガソリン   自動車以外での使用	35.5 L	0.08
小学校	天願小学校 校舎	学務課	: 都市ガス   沖縄ガス株式会社 13Aでの使用	2.3 Nm3	0.01
小学校	天願小学校 校舎	学務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	424,127.0 kWh	343.54
小学校	宮森小学校 校舎	学務課	: ガソリン   自動車以外での使用	9.4 L	0.02
小学校	宮森小学校 校舎	学務課	: 都市ガス   沖縄ガス株式会社 13Aでの使用	4.6 Nm3	0.01
小学校	宮森小学校 校舎	学務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	301,163.0 kWh	243.94
小学校	川崎小学校 校舎	学務課	: ガソリン   自動車以外での使用	14.0 L	0.03
小学校	川崎小学校 校舎	学務課	: 都市ガス   沖縄ガス株式会社 13Aでの使用	1.5 Nm3	0.003
小学校	川崎小学校 校舎	学務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	341,642.0 kWh	276.73
小学校	平敷屋小学校 校舎	学務課	: ガソリン   自動車以外での使用	31.8 L	0.07
小学校	平敷屋小学校 校舎	学務課	: 都市ガス   沖縄ガス株式会社 13Aでの使用	1.8 Nm3	0.004
小学校	平敷屋小学校 校舎	学務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	183,057.0 kWh	148.28
小学校	田場小学校 校舎	学務課	: ガソリン   自動車以外での使用	15.0 L	0.03
小学校	田場小学校 校舎	学務課	: 都市ガス   沖縄ガス株式会社 13Aでの使用	7.6 Nm3	0.02
小学校	田場小学校 校舎	学務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	589,395.0 kWh	477.41
小学校	赤道小学校 校舎	学務課	: ガソリン   自動車以外での使用	2.3 L	0.01
小学校	赤道小学校 校舎	学務課	: 都市ガス   沖縄ガス株式会社 13Aでの使用	4.3 Nm3	0.01
小学校	赤道小学校 校舎	学務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	336,394.0 kWh	272.48
小学校	高江洲小学校 校舎	学務課	: ガソリン   自動車以外での使用	14.0 L	0.03
小学校	高江洲小学校 校舎	学務課	: 都市ガス   沖縄ガス株式会社 13Aでの使用	1.0 Nm3	0.002
小学校	高江洲小学校 校舎	学務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	451,910.0 kWh	366.05
中学校	あげな中学校 校舎	学務課	: ガソリン   自動車以外での使用	32.0 L	0.07
中学校	あげな中学校 校舎	学務課	: 都市ガス   沖縄ガス株式会社 13Aでの使用	15.4 Nm3	0.03
中学校	あげな中学校 校舎	学務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	620,339.0 kWh	502.47
中学校	与勝中学校 校舎	学務課	: ガソリン   自動車以外での使用	44.0 L	0.10
中学校	与勝中学校 校舎	学務課	: 都市ガス   沖縄ガス株式会社 13Aでの使用	9.4 Nm3	0.02
中学校	与勝中学校 校舎	学務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	479,194.0 kWh	388.15
中学校	与勝第二中学校 校舎	学務課	: ガソリン   自動車での使用	237.2 L	0.55
中学校	与勝第二中学校 校舎	学務課	: ガソリン   自動車以外での使用	106.1 L	0.25
中学校	与勝第二中学校 校舎	学務課	: 軽油   自動車での使用	106.1 L	0.27
中学校	与勝第二中学校 校舎	学務課	: 都市ガス   沖縄ガス株式会社 13Aでの使用	3.0 Nm3	0.01
中学校	与勝第二中学校 校舎	学務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	189,047.0 kWh	153.13
中学校	伊波中学校 校舎	学務課	: ガソリン   自動車以外での使用	77.0 L	0.18
中学校	伊波中学校 校舎	学務課	: 都市ガス   沖縄ガス株式会社 13Aでの使用	4.6 Nm3	0.01
中学校	伊波中学校 校舎	学務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	348,973.0 kWh	282.67
中学校	具志川中学校 校舎	学務課	: ガソリン   自動車以外での使用	44.0 L	0.10
中学校	具志川中学校 校舎	学務課	: 都市ガス   沖縄ガス株式会社 13Aでの使用	38.2 Nm3	0.08
中学校	具志川中学校 校舎	学務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	530,631.0 kWh	429.81
中学校	具志川東中学校 校舎	学務課	: ガソリン   自動車以外での使用	62.0 L	0.14
中学校	具志川東中学校 校舎	学務課	: 都市ガス   沖縄ガス株式会社 13Aでの使用	4.4 Nm3	0.01
中学校	具志川東中学校 校舎	学務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	424,337.0 kWh	343.71
中学校	彩橋中学校 校舎 (小中学校)	学務課	: ガソリン   自動車での使用	457.0 L	1.06
中学校	彩橋中学校 校舎 (小中学校)	学務課	: ガソリン   自動車以外での使用	52.0 L	0.12
中学校	彩橋中学校 校舎 (小中学校)	学務課	: 都市ガス   沖縄ガス株式会社 13Aでの使用	3.4 Nm3	0.01
中学校	彩橋中学校 校舎 (小中学校)	学務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	242,035.0 kWh	196.05
中学校	津堅中学校 校舎 (小中学校)	学務課	: ガソリン   自動車での使用	284.4 L	0.66
中学校	津堅中学校 校舎 (小中学校)	学務課	: ガソリン   自動車以外での使用	2.0 L	0.005
中学校	津堅中学校 校舎 (小中学校)	学務課	: 都市ガス   沖縄ガス株式会社 13Aでの使用	257.9 Nm3	0.57
中学校	津堅中学校 校舎 (小中学校)	学務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	116,448.0 kWh	94.32
中学校	石川中学校 校舎	学務課	: 都市ガス   沖縄ガス株式会社 13Aでの使用	26.7 Nm3	0.06
中学校	石川中学校 校舎	学務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	365,415.0 kWh	295.99
中学校	高江洲中学校 校舎	学務課	: ガソリン   自動車以外での使用	40.0 L	0.09
中学校	高江洲中学校 校舎	学務課	: 都市ガス   沖縄ガス株式会社 13Aでの使用	10.8 Nm3	0.02
中学校	高江洲中学校 校舎	学務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	425,497.0 kWh	344.65
その他施設	倉庫 (旧宮城中学校)	学務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	25.0 kWh	0.02
自動車	公用車	学務課	: ガソリン   自動車での使用	494.5 L	1.15
自動車	公用車	学務課	: 軽油   自動車での使用	14,204.4 L	36.65
その他教育施設	与勝学校給食センター	学校給食センター	: ガソリン   自動車での使用	140.2 L	0.33
その他教育施設	与勝学校給食センター	学校給食センター	: ガソリン   自動車以外での使用	5.2 L	0.01
その他教育施設	与勝学校給食センター	学校給食センター	: 軽油   自動車での使用	666.2 L	1.72
その他教育施設	与勝学校給食センター	学校給食センター	A重油	6,889.0 L	18.67
その他教育施設	与勝学校給食センター	学校給食センター	: 都市ガス   沖縄ガス株式会社 13Aでの使用	1,535.6 Nm3	3.37
その他教育施設	与勝学校給食センター	学校給食センター	昼間買電   沖縄電力 (株)	43,231.0 kWh	35.02
その他教育施設	与那城学校給食センター	学校給食センター	: ガソリン   自動車での使用	1,378.0 L	3.20
その他教育施設	与那城学校給食センター	学校給食センター	: ガソリン   自動車以外での使用	5.2 L	0.01

施設中分類	施設名	課室	活動項目	エネルギー使用量	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
				年度合計 (標準単位)	
その他教育施設	与那城学校給食センター	学校給食センター	: 軽油   自動車での使用	988.8 L	2.55
その他教育施設	与那城学校給食センター	学校給食センター	A重油	14,581.0 L	39.51
その他教育施設	与那城学校給食センター	学校給食センター	: 都市ガス   沖縄ガス株式会社 13Aでの使用	1,296.6 Nm3	2.84
その他教育施設	与那城学校給食センター	学校給食センター	昼間買電   沖縄電力(株)	75,747.0 kWh	61.36
その他教育施設	勝連学校給食センター	学校給食センター	: ガソリン   自動車での使用	544.4 L	1.26
その他教育施設	勝連学校給食センター	学校給食センター	: 軽油   自動車での使用	1,520.4 L	3.92
その他教育施設	勝連学校給食センター	学校給食センター	A重油	50,920.0 L	137.99
その他教育施設	勝連学校給食センター	学校給食センター	: 都市ガス   沖縄ガス株式会社 13Aでの使用	447.1 Nm3	0.98
その他教育施設	勝連学校給食センター	学校給食センター	昼間買電   沖縄電力(株)	83,068.0 kWh	67.29
その他教育施設	学校給食センター 第一調理場	学校給食センター	: ガソリン   自動車での使用	232.0 L	0.54
その他教育施設	学校給食センター 第一調理場	学校給食センター	: ガソリン   自動車以外での使用	177.2 L	0.41
その他教育施設	学校給食センター 第一調理場	学校給食センター	: 軽油   自動車での使用	2,121.4 L	5.47
その他教育施設	学校給食センター 第一調理場	学校給食センター	A重油	91,240.0 L	247.26
その他教育施設	学校給食センター 第一調理場	学校給食センター	: 都市ガス   沖縄ガス株式会社 13Aでの使用	978.1 Nm3	2.15
その他教育施設	学校給食センター 第一調理場	学校給食センター	昼間買電   沖縄電力(株)	271,262.0 kWh	219.72
その他教育施設	学校給食センター 第二調理場	学校給食センター	: ガソリン   自動車での使用	136.6 L	0.32
その他教育施設	学校給食センター 第二調理場	学校給食センター	: 軽油   自動車での使用	3,916.1 L	10.10
その他教育施設	学校給食センター 第二調理場	学校給食センター	A重油	75,731.0 L	205.23
その他教育施設	学校給食センター 第二調理場	学校給食センター	: 都市ガス   沖縄ガス株式会社 13Aでの使用	1,851.7 Nm3	4.06
その他教育施設	学校給食センター 第二調理場	学校給食センター	昼間買電   沖縄電力(株)	160,814.0 kWh	130.26
その他教育施設	石川学校給食センター	学校給食センター	: ガソリン   自動車での使用	118.0 L	0.27
その他教育施設	石川学校給食センター	学校給食センター	: ガソリン   自動車以外での使用	4.0 L	0.01
その他教育施設	石川学校給食センター	学校給食センター	: 軽油   自動車での使用	1,931.2 L	4.98
その他教育施設	石川学校給食センター	学校給食センター	A重油	50,459.0 L	136.74
その他教育施設	石川学校給食センター	学校給食センター	: 都市ガス   沖縄ガス株式会社 13Aでの使用	744.3 Nm3	1.63
その他教育施設	石川学校給食センター	学校給食センター	昼間買電   沖縄電力(株)	134,143.0 kWh	108.66
自動車	公用車	学校給食センター	: ガソリン   自動車での使用	2,549.1 L	5.91
自動車	公用車	学校給食センター	: ガソリン   自動車以外での使用	10.4 L	0.02
自動車	公用車	学校給食センター	: 軽油   自動車での使用	10,686.0 L	27.57
自動車	公用車	学校給食センター	ガソリン車・LPG車(普通・小型乗用車)	1,291.0 km	0.01
自動車	公用車	学校給食センター	ガソリン車(軽乗用車)	9,142.0 km	0.06
自動車	公用車	学校給食センター	ガソリン車(普通貨物車)	9,231.0 km	0.12
自動車	公用車	学校給食センター	ガソリン車(軽貨物車)	7,329.0 km	0.05
自動車	公用車	学校給食センター	ディーゼル車(普通貨物車)	56,432.0 km	0.26
自動車	公用車	指導課	: ガソリン   自動車での使用	889.6 L	2.06
自動車	公用車	教育支援センター	: ガソリン   自動車での使用	1,465.6 L	3.40
自動車	公用車	教育支援センター	ガソリン車・LPG車(普通・小型乗用車)	10,447.0 km	0.09
自動車	公用車	教育支援センター	ガソリン車(軽乗用車)	9,598.0 km	0.07
図書館	中央図書館	図書館	: 液化石油ガス(LPG)   家庭用機器での使用量	2.1 kg	0.00001
図書館	中央図書館	図書館	昼間買電   沖縄電力(株)	220,560.0 kWh	178.65
自動車	公用車	図書館	: ガソリン   自動車での使用	200.8 L	0.47
自動車	公用車	学校施設課	: ガソリン   自動車での使用	1,482.4 L	3.44
自動車	公用車	学校施設課	: ガソリン   自動車以外での使用	31.2 L	0.07
自動車	公用車	学校施設課	: 軽油   自動車での使用	933.1 L	2.41
自動車	公用車	学校施設課	ガソリン車・LPG車(普通・小型乗用車)	7,706.0 km	0.07
自動車	公用車	学校施設課	ガソリン車(軽乗用車)	4,105.0 km	0.03
自動車	公用車	学校施設課	ガソリン車(小型貨物車)	1,304.0 km	0.01
自動車	公用車	学校施設課	ガソリン車(軽貨物車)	1,716.0 km	0.01
自動車	公用車	学校施設課	ディーゼル車(小型貨物車)	5,621.0 km	0.02
自動車	公用車	教育総務課	: ガソリン   自動車での使用	1,269.6 L	2.95
自動車	公用車	教育総務課	ガソリン車・LPG車(普通・小型乗用車)	12,044.0 km	0.11
文化施設	勝連文化財資料室	文化財課	昼間買電   沖縄電力(株)	2,887.0 kWh	2.34
文化施設	地下道	文化財課	昼間買電   沖縄電力(株)	11.0 kWh	0.01
博物館等	与那城歴史民俗資料館	文化財課	昼間買電   沖縄電力(株)	37,537.0 kWh	30.40
博物館等	海の文化資料館	文化財課	昼間買電   沖縄電力(株)	41,566.6 kWh	33.67
博物館等	石川歴史民俗資料館	文化財課	昼間買電   沖縄電力(株)	143,333.0 kWh	116.10
自動車	公用車	文化財課	: ガソリン   自動車での使用	3,001.6 L	6.96
自動車	公用車	文化財課	ガソリン車・LPG車(普通・小型乗用車)	20,180.0 km	0.18
自動車	公用車	文化財課	ガソリン車(小型貨物車)	11,159.0 km	0.09
自動車	公用車	文化財課	ディーゼル車(小型貨物車)	656.0 km	0.002
スポーツ施設	具志川運動公園管理事務所	生涯学習スポーツ振興課	昼間買電   沖縄電力(株)	14,190.0 kWh	11.49
自動車	公用車	生涯学習スポーツ振興課	: ガソリン   自動車での使用	1,271.3 L	2.95
自動車	公用車	生涯学習スポーツ振興課	ガソリン車・LPG車(普通・小型乗用車)	6,543.0 km	0.06
自動車	公用車	生涯学習スポーツ振興課	ハイブリッド自動車	4,953.0 km	0.001
集会施設	与那城地区公民館	生涯学習文化振興センター	: 都市ガス   沖縄ガス株式会社 13Aでの使用	0.5 Nm3	0.001
集会施設	与那城地区公民館	生涯学習文化振興センター	昼間買電   沖縄電力(株)	71,033.0 kWh	57.54
集会施設	勝連地区公民館(シビックセンター)	生涯学習文化振興センター	: 都市ガス   沖縄ガス株式会社 13Aでの使用	2.2 Nm3	0.005
集会施設	勝連地区公民館(シビックセンター)	生涯学習文化振興センター	昼間買電   沖縄電力(株)	243,161.0 kWh	196.96
集会施設	石川地区公民館	生涯学習文化振興センター	: 都市ガス   沖縄ガス株式会社 13Aでの使用	10.1 Nm3	0.02
集会施設	石川地区公民館	生涯学習文化振興センター	昼間買電   沖縄電力(株)	56,594.0 kWh	45.84
文化施設	市民芸術劇場	生涯学習文化振興センター	: ガソリン   自動車以外での使用	192.0 L	0.45
文化施設	市民芸術劇場	生涯学習文化振興センター	昼間買電   沖縄電力(株)	356,641.0 kWh	288.88
文化施設	生涯学習文化振興センターゆらてく	生涯学習文化振興センター	: ガソリン   自動車以外での使用	48.0 L	0.11
文化施設	生涯学習文化振興センターゆらてく	生涯学習文化振興センター	灯油	302.0 L	0.75
文化施設	生涯学習文化振興センターゆらてく	生涯学習文化振興センター	: 都市ガス   沖縄ガス株式会社 13Aでの使用	7.9 Nm3	0.02
文化施設	生涯学習文化振興センターゆらてく	生涯学習文化振興センター	昼間買電   沖縄電力(株)	217,951.0 kWh	176.54
自動車	公用車	生涯学習文化振興センター	: ガソリン   自動車での使用	955.3 L	2.22
自動車	公用車	生涯学習文化振興センター	: ガソリン   自動車以外での使用	48.0 L	0.11
下水道施設	マンホールポンプ(下原)	下水道課	昼間買電   沖縄電力(株)	8,840.0 kWh	7.16
下水道施設	マンホールポンプ(与那城PA)	下水道課	昼間買電   沖縄電力(株)	1,193.0 kWh	0.97

施設中分類	施設名	課室	活動項目	エネルギー使用量	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
				年度合計 (標準単位)	
下水道施設	マンホールポンプ (与那城PB)	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	495.0 kWh	0.40
下水道施設	マンホールポンプ (与那城PC)	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	54.0 kWh	0.04
下水道施設	マンホールポンプ (与那城PE)	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	273.0 kWh	0.22
下水道施設	マンホールポンプ (仲嶺第1)	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	1,760.0 kWh	1.43
下水道施設	マンホールポンプ (仲田原「100V」)	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	139.0 kWh	0.11
下水道施設	マンホールポンプ (仲田原「200V」)	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	182.0 kWh	0.15
下水道施設	マンホールポンプ (佐阿手原)	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	1,436.0 kWh	1.16
下水道施設	マンホールポンプ (具志川)	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	9,486.0 kWh	7.68
下水道施設	マンホールポンプ (兼箇段第一)	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	32,760.0 kWh	26.54
下水道施設	マンホールポンプ (兼箇段第二)	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	11,215.0 kWh	9.08
下水道施設	マンホールポンプ (内間)	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	1,721.0 kWh	1.39
下水道施設	マンホールポンプ (嘉手苺第一)	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	2,771.0 kWh	2.24
下水道施設	マンホールポンプ (嘉手苺第二)	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	11,583.0 kWh	9.38
下水道施設	マンホールポンプ (天願)	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	1,536.0 kWh	1.24
下水道施設	マンホールポンプ (屋慶名)	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	1,203.0 kWh	0.97
下水道施設	マンホールポンプ (川崎第2)	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	3,046.0 kWh	2.47
下水道施設	マンホールポンプ (川崎第1)	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	2,516.0 kWh	2.04
下水道施設	マンホールポンプ (平安名)	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	728.0 kWh	0.59
下水道施設	マンホールポンプ (平敷屋第1)	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	22,434.0 kWh	18.17
下水道施設	マンホールポンプ (平敷屋第2)	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	26,016.0 kWh	21.07
下水道施設	マンホールポンプ (新南風原「100V」)	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	59.0 kWh	0.05
下水道施設	マンホールポンプ (新南風原「200V」)	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	2,067.0 kWh	1.67
下水道施設	マンホールポンプ (新赤道第1)	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	37,010.0 kWh	29.98
下水道施設	マンホールポンプ (新赤道第2)	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	5,524.0 kWh	4.47
下水道施設	マンホールポンプ (新赤道第3)	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	8,168.0 kWh	6.62
下水道施設	マンホールポンプ (新赤道第4「100V」)	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	102.0 kWh	0.08
下水道施設	マンホールポンプ (新赤道第4「200V」)	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	10,285.0 kWh	8.33
下水道施設	マンホールポンプ (新赤道第5)	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	799.0 kWh	0.65
下水道施設	マンホールポンプ (東山)	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	4,028.0 kWh	3.26
下水道施設	マンホールポンプ (東恩納原)	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	300.0 kWh	0.24
下水道施設	マンホールポンプ (栄野比)	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	360.0 kWh	0.29
下水道施設	マンホールポンプ (美原)	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	3,716.0 kWh	3.01
下水道施設	マンホールポンプ (西原)	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	2,280.0 kWh	1.85
下水道施設	マンホールポンプ (親田原)	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	4,539.0 kWh	3.68
下水道施設	マンホールポンプ (角石原)	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	350.0 kWh	0.28
下水道施設	マンホールポンプ (赤野「100V」)	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	111.0 kWh	0.09
下水道施設	マンホールポンプ (赤野「200V」)	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	484.0 kWh	0.39
下水道施設	マンホールポンプ (長根原)	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	97.0 kWh	0.08
下水道施設	マンホールポンプ (青木原)	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	499.0 kWh	0.40
下水道施設	マンホールポンプ (鏡辺第1)	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	431.0 kWh	0.35
下水道施設	マンホールポンプ (鏡辺第2)	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	1,595.0 kWh	1.29
下水道施設	マンホールポンプ (鏡辺第3)	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	786.0 kWh	0.64
下水道施設	伊波中継ポンプ場	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	28,079.0 kWh	22.74
下水道施設	前原第3中継ポンプ場	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	132,706.0 kWh	107.49
下水道施設	前原第4中継ポンプ場	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	138,775.0 kWh	112.41
下水道施設	嘉手苺中継ポンプ場	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	130,322.0 kWh	105.56
下水道施設	屋慶名中継ポンプ場	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	90,568.0 kWh	73.36
下水道施設	山城中継ポンプ場	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	23,108.0 kWh	18.72
下水道施設	東山中継ポンプ場	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	18,428.0 kWh	14.93
下水道施設	石川第1中継ポンプ場	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	385,313.0 kWh	312.10
下水道施設	石川終末処理場	下水道課	: ガソリン   自動車以外での使用	155.7 L	0.36
下水道施設	石川終末処理場	下水道課	: 液化石油ガス (LPG)   家庭用機器での使用量	119.9 kg	0.00
下水道施設	石川終末処理場	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	951,940.0 kWh	771.07
下水道施設	石川終末処理場	下水道課	終末処理場	3,318,954.0 m <sup>3</sup>	231.26
下水道施設	美原中継ポンプ場	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	9,404.0 kWh	7.62
下水道施設	赤崎中継ポンプ場	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	51,980.0 kWh	42.10
下水道施設	赤野中継ポンプ場	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	62,952.0 kWh	50.99
下水道施設	農業集落排水処理施設	下水道課	昼間買電   沖縄電力 (株)	34,138.0 kWh	27.65
自動車	公用車	下水道課	: ガソリン   自動車での使用	3,066.2 L	7.11
自動車	公用車	下水道課	: 軽油   自動車での使用	796.1 L	2.05
自動車	公用車	営業課	: ガソリン   自動車での使用	1,721.3 L	3.99
水道施設	上原第2配水池	工務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	1,118.0 kWh	0.91
水道施設	具志川配水池	工務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	1,047.0 kWh	0.85
水道施設	南配水池	工務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	1,649.0 kWh	1.34
水道施設	南風原ポンプ場	工務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	34,672.0 kWh	28.08
水道施設	南風原第2配水池	工務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	1,397.0 kWh	1.13
水道施設	平安名ポンプ場	工務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	1,026.0 kWh	0.83
水道施設	平安座配水池	工務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	762.0 kWh	0.62
水道施設	平敷屋ポンプ場	工務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	10,318.0 kWh	8.36
水道施設	志林川配水池	工務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	2,086.0 kWh	1.69
水道施設	昆布配水池	工務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	1,054.0 kWh	0.85
水道施設	東恩納ポンプ場	工務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	25,550.0 kWh	20.70
水道施設	東恩納配水池	工務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	3,280.0 kWh	2.66
水道施設	桃原中継ポンプ場	工務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	48,159.0 kWh	39.01
水道施設	津堅分岐点	工務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	783.0 kWh	0.63
水道施設	津堅送水所 (防食装置)	工務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	3.0 kWh	0.002
水道施設	津堅配水池	工務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	700.0 kWh	0.57
水道施設	石川高原ポンプ場	工務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	59,320.0 kWh	48.05
水道施設	第1配水池	工務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	1,715.0 kWh	1.39
水道施設	第2浜・比嘉配水池	工務課	昼間買電   沖縄電力 (株)	705.0 kWh	0.57

施設中分類	施設名	課室	活動項目	エネルギー使用量	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
				年度合計 (標準単位)	
水道施設	第2配水池	工務課	昼間買電   沖縄電力(株)	2,381.0 kWh	1.93
水道施設	西原ポンプ場	工務課	昼間買電   沖縄電力(株)	407.0 kWh	0.33
水道施設	西原配水池	工務課	昼間買電   沖縄電力(株)	154.0 kWh	0.12
水道施設	警察学校前ポンプ場	工務課	昼間買電   沖縄電力(株)	43,414.0 kWh	35.17
水道施設	警察学校前配水池	工務課	昼間買電   沖縄電力(株)	2,583.0 kWh	2.09
水道施設	高原配水池	工務課	昼間買電   沖縄電力(株)	1,949.0 kWh	1.58
自動車	公用車	工務課	: ガソリン   自動車での使用	3,859.0 L	8.95
自動車	公用車	工務課	ガソリン車・LPG車 (普通・小型乗用車)	14,779.0 km	0.13
自動車	公用車	工務課	ガソリン車 (軽乗用車)	27,705.0 km	0.19
自動車	公用車	工務課	ハイブリッド自動車	2,943.0 km	0.001
庁舎	水道庁舎	水道総務課	: 液化石油ガス (LPG)   家庭用機器での使用量	0.2 kg	0.000001
庁舎	水道庁舎	水道総務課	昼間買電   沖縄電力(株)	125,759.0 kWh	101.86
自動車	公用車	水道総務課	: ガソリン   自動車での使用	241.2 L	0.56
消防施設	与勝消防署	消防総務課	灯油	129.0 L	0.32
消防施設	与勝消防署	消防総務課	: 軽油   自動車以外での使用	19.0 L	0.05
消防施設	与勝消防署	消防総務課	: 都市ガス   沖縄ガス株式会社 13Aでの使用	34.5 Nm3	0.08
消防施設	与勝消防署	消防総務課	昼間買電   沖縄電力(株)	50,812.0 kWh	41.16
消防施設	具志川消防署 (消防本部)	消防総務課	: 軽油   自動車以外での使用	105.2 L	0.27
消防施設	具志川消防署 (消防本部)	消防総務課	: 都市ガス   沖縄ガス株式会社 13Aでの使用	229.8 Nm3	0.50
消防施設	具志川消防署 (消防本部)	消防総務課	昼間買電   沖縄電力(株)	122,096.0 kWh	98.90
消防施設	平安座出張所	消防総務課	灯油	450.9 L	1.12
消防施設	平安座出張所	消防総務課	: 軽油   自動車以外での使用	401.5 L	1.04
消防施設	平安座出張所	消防総務課	: 都市ガス   沖縄ガス株式会社 13Aでの使用	19.8 Nm3	0.04
消防施設	平安座出張所	消防総務課	昼間買電   沖縄電力(株)	35,672.0 kWh	28.89
消防施設	石川消防署	消防総務課	灯油	243.0 L	0.61
消防施設	石川消防署	消防総務課	: 軽油   自動車以外での使用	50.0 L	0.13
消防施設	石川消防署	消防総務課	: 都市ガス   沖縄ガス株式会社 13Aでの使用	22.0 Nm3	0.05
消防施設	石川消防署	消防総務課	昼間買電   沖縄電力(株)	64,301.0 kWh	52.08
自動車	公用車	消防総務課	: ガソリン   自動車での使用	28,336.8 L	65.74
自動車	公用車	消防総務課	: 軽油   自動車での使用	11,232.5 L	28.98
福祉施設	老人福祉センター (上原自治会)	介護長寿課	昼間買電   沖縄電力(株)	4,959.0 kWh	4.02
自動車	公用車	介護長寿課	: ガソリン   自動車での使用	4,046.3 L	9.39
自動車	公用車	介護長寿課	ガソリン車 (普通・小型・軽特種用途車)	53,450.0 km	0.60
自動車	公用車	保護課	: ガソリン   自動車での使用	4,046.6 L	9.39
自動車	公用車	保護課	ガソリン車 (軽乗用車)	57,108.0 km	0.39
自動車	公用車	保護課	ハイブリッド自動車	6,363.0 km	0.00
自動車	公用車	福祉総務課	: ガソリン   自動車での使用	62.3 L	0.14
自動車	公用車	福祉総務課	ガソリン車 (軽乗用車)	957.0 km	0.01
自動車	公用車	障がい福祉課	: ガソリン   自動車での使用	1,441.7 L	3.34
自動車	公用車	障がい福祉課	ガソリン車 (軽乗用車)	20,909.0 km	0.14
産業施設	いちゅい具志川じんぶん館	商工労政課	: ガソリン   自動車以外での使用	135.3 L	0.31
産業施設	いちゅい具志川じんぶん館	商工労政課	昼間買電   (株) 沖縄ガスニューパワー	304,883.0 kWh	126.53
産業施設	東照間地内工場	商工労政課	昼間買電   沖縄電力(株)	58,299.0 kWh	47.22
産業施設	石川地域活性化センター-舞天館	商工労政課	昼間買電   おきなわコープエナジー (株)	42,269.0 kWh	30.35
産業施設	IT事業支援センター	商工労政課	昼間買電   沖縄電力(株)	627,002.0 kWh	507.87
産業施設	IT事業支援センター	商工労政課	昼間買電   JAG国際エナジー (株) (参考値) 事業者全体	159,459.0 kWh	80.37
自動車	公用車	商工労政課	: ガソリン   自動車での使用	594.2 L	1.38
自動車	公用車	商工労政課	ガソリン車 (軽乗用車)	6,963.0 km	0.05
産業施設	うるマルシェ	産業政策課	: ガソリン   自動車での使用	6,201.9 L	14.39
産業施設	うるマルシェ	産業政策課	: 軽油   自動車での使用	7,430.5 L	19.17
産業施設	うるマルシェ	産業政策課	: 液化石油ガス (LPG)   自動車以外での使用	12,841.8 kg	38.53
産業施設	うるマルシェ	産業政策課	昼間買電   沖縄電力(株)	896,687.0 kWh	726.32
自動車	公用車	産業政策課	: ガソリン   自動車での使用	765.7 L	1.78
自動車	公用車	産業政策課	ガソリン車・LPG車 (普通・小型乗用車)	8,927.0 km	0.08
自動車	公用車	産業政策課	ガソリン車 (軽乗用車)	2,084.0 km	0.01
文化施設	世界遺産勝連城跡休憩所	観光振興課	昼間買電   沖縄電力(株)	40,449.0 kWh	32.76
文化施設	石川多目的ドーム	観光振興課	昼間買電   沖縄電力(株)	15,527.0 kWh	12.58
スポーツ施設	与那城総合公園多種目球技場	観光振興課	昼間買電   沖縄電力(株)	26,751.0 kWh	21.67
スポーツ施設	与那城総合公園陸上競技場	観光振興課	昼間買電   沖縄電力(株)	63,992.0 kWh	51.83
スポーツ施設	与那城総合公園駐車場	観光振興課	昼間買電   沖縄電力(株)	1,227.0 kWh	0.99
スポーツ施設	公衆外灯B	観光振興課	昼間買電   沖縄電力(株)	6,453.0 kWh	5.23
スポーツ施設	具志川ドーム	観光振興課	昼間買電   (株) 沖縄ガスニューパワー	91,748.0 kWh	38.08
スポーツ施設	具志川多種目球技場	観光振興課	昼間買電   (株) 沖縄ガスニューパワー	14,405.0 kWh	5.98
スポーツ施設	具志川庭球場	観光振興課	昼間買電   (株) 沖縄ガスニューパワー	23,396.0 kWh	9.71
スポーツ施設	具志川総合体育館	観光振興課	昼間買電   (株) 沖縄ガスニューパワー	153,677.0 kWh	63.78
スポーツ施設	具志川野球場	観光振興課	昼間買電   (株) 沖縄ガスニューパワー	29,234.0 kWh	12.13
スポーツ施設	勝連海洋センター	観光振興課	昼間買電   (株) 沖縄ガスニューパワー	53,822.0 kWh	22.34
スポーツ施設	石川体育館	観光振興課	昼間買電   (株) 沖縄ガスニューパワー	120,530.0 kWh	50.02
観光・レクリエーション施設	ロードパーク (協会)	観光振興課	昼間買電   沖縄電力(株)	64,057.0 kWh	51.89
観光・レクリエーション施設	ロードパーク (風車)	観光振興課	昼間買電   沖縄電力(株)	17,762.0 kWh	14.39
観光・レクリエーション施設	ロードパーク (駐車場照明及びフットライト)	観光振興課	昼間買電   沖縄電力(株)	548.0 kWh	0.44
観光・レクリエーション施設	石川漁港前公衆トイレ	観光振興課	昼間買電   沖縄電力(株)	51.0 kWh	0.04
観光・レクリエーション施設	観光トイレ (伊計・前の浜)	観光振興課	昼間買電   沖縄電力(株)	1,691.0 kWh	1.37
観光・レクリエーション施設	観光トイレ (伊計・大泊)	観光振興課	昼間買電   沖縄電力(株)	643.0 kWh	0.52
観光・レクリエーション施設	観光トイレ (伊計・東浜)	観光振興課	昼間買電   沖縄電力(株)	174.0 kWh	0.14
観光・レクリエーション施設	観光トイレ (平安座)	観光振興課	昼間買電   沖縄電力(株)	6.0 kWh	0.005
観光・レクリエーション施設	観光トイレ (照間)	観光振興課	昼間買電   沖縄電力(株)	73.0 kWh	0.06
自動車	公用車	観光振興課	: ガソリン   自動車での使用	1,487.9 L	3.45
農業施設	与那城農村環境改善センター	農政課	昼間買電   沖縄電力(株)	4,280.0 kWh	3.47
農業施設	勝連農村環境改善センター	農政課	昼間買電   沖縄電力(株)	5,718.0 kWh	4.63

施設中分類	施設名	課室	活動項目	エネルギー使用量	排出量 (t-CO <sub>2</sub> )
				年度合計(標準単位)	
農業施設	農家高齢者創作館	農政課	昼間買電 沖縄電力(株)	569.0 kWh	0.46
農業施設	農村婦人の家	農政課	昼間買電 沖縄電力(株)	3,820.0 kWh	3.09
自動車	公用車	農政課	:ガソリン 自動車での使用	4,995.0 L	11.59
自動車	公用車	農政課	:ガソリン 自動車以外での使用	216.0 L	0.50
自動車	公用車	農政課	:軽油 自動車での使用	693.0 L	1.79
自動車	公用車	農政課	ガソリン車・LPG車(普通・小型乗用車)	8,213.0 km	0.07
自動車	公用車	農政課	ガソリン車(軽乗用車)	19,987.0 km	0.14
自動車	公用車	農政課	ガソリン車(小型貨物車)	16,772.0 km	0.14
自動車	公用車	農政課	ガソリン車(軽貨物車)	6,076.0 km	0.04
自動車	公用車	農政課	ディーゼル車(小型貨物車)	3,635.0 km	0.01
農業施設	津堅ため池	農水産整備課	昼間買電 沖縄電力(株)	7,448.0 kWh	6.03
農業施設	石川ダムポンプ場	農水産整備課	昼間買電 沖縄電力(株)	5,414.0 kWh	4.39
自動車	公用車	農水産整備課	:ガソリン 自動車での使用	3,312.9 L	7.69
自動車	公用車	農水産整備課	ガソリン車・LPG車(普通・小型乗用車)	28,828.0 km	0.26
自動車	公用車	農水産整備課	ガソリン車(軽乗用車)	6,071.0 km	0.04
庁舎	本庁舎(東棟・西棟)	管財課	:液化石油ガス(LPG) 家庭用機器での使用量	64.3 kg	0.0005
庁舎	本庁舎(東棟・西棟)	管財課	昼間買電 沖縄電力(株)	1,731,720.0 kWh	1402.69
庁舎	石川庁舎	管財課	昼間買電 沖縄電力(株)	320,155.0 kWh	259.33
自動車	公用車	管財課	:ガソリン 自動車での使用	7,318.6 L	16.98
自動車	公用車	管財課	:軽油 自動車での使用	417.9 L	1.08
自動車	公用車	管財課	ガソリン車・LPG車(普通・小型乗用車)	20,078.0 km	0.18
自動車	公用車	管財課	ガソリン車(軽乗用車)	78,102.0 km	0.53
自動車	公用車	管財課	ガソリン車(小型貨物車)	3,398.0 km	0.03
自動車	公用車	管財課	ガソリン車(軽貨物車)	13,520.0 km	0.09
自動車	公用車	管財課	ディーゼル車(バス)	1,912.0 km	0.02
自動車	公用車	議定総務課	:ガソリン 自動車での使用	128.9 L	0.30
自動車	公用車	農業委員会事務局	:ガソリン 自動車での使用	1,979.7 L	4.59
自動車	公用車	農業委員会事務局	ガソリン車・LPG車(普通・小型乗用車)	16,109.0 km	0.14
観光・レクリエーション施設	勝連城跡(トイレ・休憩所・EV施設)	勝連城跡周辺整備室	昼間買電 沖縄電力(株)	945.0 kWh	0.77
自動車	公用車	勝連城跡周辺整備室	:ガソリン 自動車での使用	887.6 L	2.06
自動車	公用車	勝連城跡周辺整備室	ガソリン車・LPG車(普通・小型乗用車)	11,180.0 km	0.10
自動車	公用車	建築工事課	:ガソリン 自動車での使用	1,193.5 L	2.77
自動車	公用車	建築工事課	:ガソリン 自動車以外での使用	4.0 L	0.01
自動車	公用車	建築工事課	ガソリン車・LPG車(普通・小型乗用車)	17,698.0 km	0.16
自動車	公用車	建築行政課	:ガソリン 自動車での使用	788.2 L	1.83
自動車	公用車	建築行政課	ガソリン車・LPG車(普通・小型乗用車)	2,432.0 km	0.02
自動車	公用車	建築行政課	ガソリン車(軽乗用車)	10,321.0 km	0.07
自動車	公用車	検査課	:ガソリン 自動車での使用	39.6 L	0.09
自動車	公用車	検査課	ハイブリッド自動車	516.0 km	0.0001
自動車	公用車	用地課	:ガソリン 自動車での使用	1,265.8 L	2.94
自動車	公用車	用地課	ガソリン車・LPG車(普通・小型乗用車)	7,578.0 km	0.07
自動車	公用車	用地課	ガソリン車(軽乗用車)	15,960.0 km	0.11
公園	あけぼの公園	維持管理課	昼間買電 沖縄電力(株)	1,542.0 kWh	1.25
公園	いーしぬめー公園	維持管理課	昼間買電 沖縄電力(株)	2,245.0 kWh	1.82
公園	うまんちゅ健康文化交流広場	維持管理課	昼間買電 沖縄電力(株)	3,043.0 kWh	2.46
公園	うまんちゅ公園	維持管理課	昼間買電 沖縄電力(株)	2,023.0 kWh	1.64
公園	げんき公園	維持管理課	昼間買電 沖縄電力(株)	270.0 kWh	0.22
公園	さくらんぼ公園	維持管理課	昼間買電 沖縄電力(株)	2,424.0 kWh	1.96
公園	さくら公園	維持管理課	昼間買電 沖縄電力(株)	962.0 kWh	0.78
公園	どんぐりフレンドパーク	維持管理課	昼間買電 沖縄電力(株)	1,014.0 kWh	0.82
公園	なかばる公園	維持管理課	昼間買電 沖縄電力(株)	322.0 kWh	0.26
公園	のびのび公園	維持管理課	昼間買電 沖縄電力(株)	1,028.0 kWh	0.83
公園	みどり公園	維持管理課	昼間買電 沖縄電力(株)	400.0 kWh	0.32
公園	わかば公園	維持管理課	昼間買電 沖縄電力(株)	3,217.0 kWh	2.61
公園	エンジェル公園	維持管理課	昼間買電 沖縄電力(株)	80.0 kWh	0.06
公園	キャロット愛ランド	維持管理課	昼間買電 沖縄電力(株)	8,702.0 kWh	7.05
公園	シルミチュー公園	維持管理課	昼間買電 沖縄電力(株)	3,549.0 kWh	2.87
公園	シートピア勝連公園(1号)	維持管理課	昼間買電 沖縄電力(株)	240.0 kWh	0.19
公園	バンダ公園	維持管理課	昼間買電 沖縄電力(株)	2,050.0 kWh	1.66
公園	ビーバー公園	維持管理課	昼間買電 沖縄電力(株)	159.0 kWh	0.13
公園	上平良川公園	維持管理課	昼間買電 沖縄電力(株)	1,392.0 kWh	1.13
公園	下原スポーツ広場	維持管理課	昼間買電 沖縄電力(株)	2,683.0 kWh	2.17
公園	与那城公園	維持管理課	昼間買電 沖縄電力(株)	270.0 kWh	0.22
公園	世栄津の森公園	維持管理課	昼間買電 沖縄電力(株)	659.0 kWh	0.53
公園	世栄津の森(1丁目)	維持管理課	昼間買電 沖縄電力(株)	980.0 kWh	0.79
公園	交通安全広場	維持管理課	昼間買電 沖縄電力(株)	729.0 kWh	0.59
公園	伊波公園	維持管理課	昼間買電 沖縄電力(株)	9,558.0 kWh	7.74
公園	内間公園	維持管理課	昼間買電 沖縄電力(株)	2,583.0 kWh	2.09
公園	前原西公園	維持管理課	昼間買電 沖縄電力(株)	130.0 kWh	0.11
公園	前原農村公園	維持管理課	昼間買電 沖縄電力(株)	2,149.0 kWh	1.74
公園	南風原ふれあいパーク	維持管理課	昼間買電 沖縄電力(株)	6,200.0 kWh	5.02
公園	南風原公園	維持管理課	昼間買電 沖縄電力(株)	279.0 kWh	0.23
公園	南風原第二公園	維持管理課	昼間買電 沖縄電力(株)	486.0 kWh	0.39
公園	喜仲児童公園	維持管理課	昼間買電 沖縄電力(株)	112.0 kWh	0.09
公園	喜屋武マープ公園	維持管理課	昼間買電 沖縄電力(株)	11,318.0 kWh	9.17
公園	太陽公園	維持管理課	昼間買電 沖縄電力(株)	209.0 kWh	0.17
公園	宇堅児童公園	維持管理課	昼間買電 沖縄電力(株)	1,786.0 kWh	1.45
公園	安慶名中央公園(城跡)	維持管理課	昼間買電 沖縄電力(株)	1,656.0 kWh	1.34
公園	安慶名第一公園	維持管理課	昼間買電 沖縄電力(株)	2,488.0 kWh	2.02
公園	安慶名緑地	維持管理課	昼間買電 沖縄電力(株)	4,196.0 kWh	3.40

施設中分類	施設名	課室	活動項目	エネルギー使用量	排出量
				年度合計(標準単位)	(t-CO <sub>2</sub> )
公園	宮城中央公園	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	2,060.0 kWh	1.67
公園	宮里児童公園	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	180.0 kWh	0.15
公園	富森公園	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	429.0 kWh	0.35
公園	屋敷名東公園	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	90.0 kWh	0.07
公園	屋敷名西公園	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	400.0 kWh	0.32
公園	川崎公園	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	2,180.0 kWh	1.77
公園	川田公園	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	1,529.0 kWh	1.24
公園	市民の森公園	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	470.0 kWh	0.38
公園	市民広場	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	5,752.0 kWh	4.66
公園	希望の広場	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	827.0 kWh	0.67
公園	平安名公園	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	1,121.0 kWh	0.91
公園	平安名第二公園	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	195.0 kWh	0.16
公園	平安座東公園	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	90.0 kWh	0.07
公園	平敷屋公園(タキノー)	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	867.0 kWh	0.70
公園	平敷屋運動公園(ゲートボール場)	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	101.0 kWh	0.08
公園	昆布公園	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	13,244.0 kWh	10.73
公園	東山ふれあい公園	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	1,330.0 kWh	1.08
公園	東山公園	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	3,460.0 kWh	2.80
公園	東山第三公園	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	353.0 kWh	0.29
公園	東恩納公園	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	264.0 kWh	0.21
公園	茶野比公園	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	1,970.0 kWh	1.60
公園	桃園公園	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	3,233.0 kWh	2.62
公園	比嘉公園	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	627.0 kWh	0.51
公園	江洲中央公園	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	1,389.0 kWh	1.13
公園	浜公園	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	648.0 kWh	0.52
公園	浜漁港緑地公園	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	3,040.0 kWh	2.46
公園	浦ヶ浜公園	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	1,451.0 kWh	1.18
公園	渡口公園	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	841.0 kWh	0.68
公園	田場児童公園	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	1,983.0 kWh	1.61
公園	番所跡公園	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	120.0 kWh	0.10
公園	石川イッペーの森	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	1,039.0 kWh	0.84
公園	石川公園	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	8,737.0 kWh	7.08
公園	石川前原公園	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	1,528.0 kWh	1.24
公園	石川緑地広場	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	5,119.0 kWh	4.15
公園	石川運動公園	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	5,793.0 kWh	4.69
公園	石川高原展望台	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	90.0 kWh	0.07
公園	美原地区公園	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	55.0 kWh	0.04
公園	西原公園	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	517.0 kWh	0.42
公園	西原第一公園	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	6,511.0 kWh	5.27
公園	親田原公園	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	2,325.0 kWh	1.88
公園	豊原農村公園	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	1,117.0 kWh	0.90
公園	赤崎公園	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	483.0 kWh	0.39
公園	野鳥の森自然公園	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	626.0 kWh	0.51
公園	長佐久公園	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	2,787.0 kWh	2.26
公園	高江洲農村公園	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	552.0 kWh	0.45
街路灯・信号機等	公衆街路灯(与那城地区)	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	4,741.0 kWh	3.84
街路灯・信号機等	公衆街路灯(具志川地区)	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	11,107.0 kWh	9.00
街路灯・信号機等	公衆街路灯(石川地区)	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	27,917.0 kWh	22.61
街路灯・信号機等	兼筒段896(倉庫)	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	389.0 kWh	0.32
街路灯・信号機等	屋敷名1519-2	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	4,404.0 kWh	3.57
街路灯・信号機等	平安座9396-2	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	4,429.0 kWh	3.59
街路灯・信号機等	平安座9396(公園)	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	4,216.0 kWh	3.41
街路灯・信号機等	従量街灯(具志川地区)	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	4,039.0 kWh	3.27
街路灯・信号機等	従量街灯(石川地区)	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	8,888.0 kWh	7.20
街路灯・信号機等	浜230-2-544-3・比嘉94(公衆トイレ等)	維持管理課	昼間買電   沖縄電力(株)	15,253.0 kWh	12.35
自動車	公用車	維持管理課	: ガソリン   自動車での使用	8,082.5 L	18.75
自動車	公用車	維持管理課	: 軽油   自動車での使用	7,515.7 L	19.39
自動車	公用車	維持管理課	ガソリン車・LPG車(普通・小型乗用車)	31,044.0 km	0.28
自動車	公用車	維持管理課	ガソリン車(軽乗用車)	31,510.0 km	0.21
自動車	公用車	維持管理課	ガソリン車(小型貨物車)	7,977.0 km	0.06
自動車	公用車	維持管理課	ガソリン車(軽貨物車)	14,629.0 km	0.10
自動車	公用車	維持管理課	ディーゼル車(普通貨物車)	15,438.0 km	0.07
自動車	公用車	維持管理課	ディーゼル車(小型貨物車)	24,912.0 km	0.07
自動車	公用車	道路公園課	: ガソリン   自動車での使用	1,945.8 L	4.51
自動車	公用車	道路公園課	ガソリン車・LPG車(普通・小型乗用車)	16,100.0 km	0.14
自動車	公用車	道路公園課	ハイブリッド自動車	5,915.0 km	0.001
集会施設	地域交流センター	都市政策課	昼間買電   沖縄電力(株)	17,036.0 kWh	13.80
自動車	公用車	都市政策課	: ガソリン   自動車での使用	800.7 L	1.86
自動車	公用車	都市政策課	ガソリン車・LPG車(普通・小型乗用車)	12,498.0 km	0.11
合計			-	-	18,310

## 地球温暖化対策の推進に関する法律

(平成十年十月九日法律第百十七号)

最終改正：令和三年六月二日公布（令和三年法律第五十四号）改正

- 第一章 総則（第一条—第七条）
- 第二章 地球温暖化対策計画（第八条・第九条）
- 第三章 地球温暖化対策推進本部（第十条—第十八条）
- 第四章 温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策（第十九条—第四十一条）
- 第五章 森林等による吸収作用の保全等（第四十二条）
- 第六章 割当量口座簿等（第四十三条—第五十七条）
- 第七章 雑則（第五十八条—第六十五条）
- 第八章 罰則（第六十六条—第六十八条）

## 第一章 総則

## (目的)

第一条 この法律は、地球温暖化が地球全体の環境に深刻な影響を及ぼすものであり、気候系に対して危険な人為的干渉を及ぼすこととならない水準において大気中の温室効果ガスの濃度を安定化させ地球温暖化を防止することが人類共通の課題であり、全ての者が自主的かつ積極的にこの課題に取り組むことが重要であることに鑑み、地球温暖化対策に関し、地球温暖化対策計画を策定するとともに、社会経済活動その他の活動による温室効果ガスの排出の量の削減等を促進するための措置を講ずること等により、地球温暖化対策の推進を図り、もって現在及び将来の国民の健康で文化的な生活の確保に寄与するとともに人類の福祉に貢献することを目的とする。

## (定義)

第二条 この法律において「地球温暖化」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスが大気中の温室効果ガスの濃度を増加させることにより、地球全体として、地表、大気及び海水の温度が追加的に上昇する現象をいう。

2 この法律において「地球温暖化対策」とは、温室効果ガスの排出の量の削減並びに吸収作用の保全及び強化（以下「温室効果ガスの排出の量の削減等」という。）その他の国際的に協力して地球温暖化の防止を図るための施策をいう。

3 この法律において「温室効果ガス」とは、次に掲げる物質をいう。

- 一 二酸化炭素
- 二 メタン
- 三 一酸化二窒素
- 四 ハイドロフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 五 パーフルオロカーボンのうち政令で定めるもの
- 六 六ふっ化硫黄
- 七 三ふっ化窒素

4 この法律において「温室効果ガスの排出」とは、人の活動に伴って発生する温室効果ガスを大気中に排出し、放出し若しくは漏出させ、又は他人から供給された電気若しくは熱（燃料又は電気を熱源とするものに限る。）を使用することをいう。

5 この法律において「温室効果ガス総排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数（温室効果ガスである物質ごとに地球の温暖化をもたらす程度の二酸化炭素に係る当該程度に対する比を示す数値として国際的に認められた知見に基づき政令で定める係数をいう。以下同じ。）を乗じて得た量の合計量をいう。

6 この法律において「算定割当量」とは、次に掲げる数量で、二酸化炭素一トンを表す単位により表記されるものをいう。

- 一 気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書（以下「京都議定書」という。）第三条7に規定する割当量
- 二 京都議定書第六条1に規定する排出削減単位
- 三 京都議定書第十二条3（b）に規定する認証された排出削減量  
（基本理念）

第二条の二 地球温暖化対策の推進は、パリ協定第二条1（a）において世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏二度高い水準を十分に下回るものに抑えること及び世界全体の平均気温の上昇を工業化以前よりも摂氏一・五度高い水準までのものに制限するための努力を継続することとされていることを踏まえ、環境の保全と経済及び社会の発展を統合的に推進しつつ、我が国における二千五十年までの脱炭素社会（人の活動に伴って発生する温室効果ガスの排出量と吸収作用の保全及び強化により吸収される温室効果ガスの吸収量との間の均衡が保たれた社会をいう。）の実現を旨として、国民並びに国、地方公共団体、事業者及び民間の団体等の密接な連携の下に行われなければならない。

（国の責務）

第三条 国は、大気中における温室効果ガスの濃度変化の状況並びにこれに関連する気候の変動及び生態系の状況を把握するための観測及び監視を行うとともに、総合的かつ計画的な地球温暖化対策を策定し、及び実施するものとする。

2 国は、温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するとともに、温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配慮するものとする。

3 国は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるとともに、温室効果ガスの排出の量の削減等のための地方公共団体の施策を支援し、及び事業者、国民又はこれらの者の組織する民間の団体（以下「民間団体等」という。）が温室効果ガスの排出の量の削減等に関する活動の促進を図るため、そのための施策及び活動に関する普及啓発を行うとともに、必要な資金の確保、技術的な助言その他の措置を講ずるように努めるものとする。

4 国は、地球温暖化及びその影響の予測に関する調査、温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術に関する調査その他の地球温暖化対策の策定に必要な調査を実施するとともに、温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術に関する研究開発の推進及びその成果の普及に努めるものとする。

5 国は、我が国の経済社会が国際的な密接な相互依存関係の中で営まれていることに鑑み、我が国に蓄積された知識、技術、経験等を生かして、第一項に規定する観測及び監視の効果的な推進を図るための国際的な連携の確保、前項に規定する調査及び研究開発の推進を図るための国際協力その他の地球温暖化に関する国際協力を推進するために必要な措置を講ずるように努めるとともに、地方公共団体又は民間団体等による温室効果ガスの排出の量の削減等に関する国際協力のための活動の促進を図るため、情報の提供その他の必要な措置を講ずるように努めるものとする。

（地方公共団体の責務）

第四条 地方公共団体は、その区域の自然的社会的条件に応じた温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策を推進するものとする。

2 地方公共団体は、自らの事務及び事業に関し温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるとともに、その区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関する活動の促進を図るため、前項に規定する施策に関する情報の提供その他の措置を講ずるように努めるものとする。

（事業者の責務）

第五条 事業者は、その事業活動に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。）を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策に協力しなければならない。

（国民の責務）

第六条 国民は、その日常生活に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を講ずるように努めるとともに、国及び地方公共団体が実施する温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策に協力しなければならない。

（温室効果ガスの排出量等の算定等）



第七条 政府は、温室効果ガスの排出及び吸収に関し、気候変動に関する国際連合枠組条約第四条1(a)に規定する目録及び京都議定書第七条1に規定する年次目録を作成するため、毎年、我が国における温室効果ガスの排出量及び吸収量を算定し、環境省令で定めるところにより、これを公表するものとする。

## 第二章 地球温暖化対策計画

(地球温暖化対策計画)

第八条 政府は、地球温暖化対策の総合的かつ計画的な推進を図るため、地球温暖化対策に関する計画(以下「地球温暖化対策計画」という。)を定めなければならない。

2 地球温暖化対策計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 地球温暖化対策の推進に関する基本的方向

三 国、地方公共団体、事業者及び国民のそれぞれが講ずべき温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する基本的事項

四 温室効果ガスである物質の種類その他の区分ごとの温室効果ガスの排出の削減及び吸収の量に関する目標

五 前号の目標を達成するために必要な措置の実施に関する目標

六 前号の目標を達成するために必要な国及び地方公共団体の施策に関する事項

七 第二十条第一項に規定する政府実行計画及び第二十一条第一項に規定する地方公共団体実行計画に関する基本的事項

八 温室効果ガス総排出量が相当程度多い事業者について温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。)に関し策定及び公表に努めるべき計画に関する基本的事項

九 第三条第三項に規定する普及啓発の推進(これに係る国と地方公共団体及び民間団体等との連携及び協働を含む。)に関する基本的事項

十 地球温暖化対策に関する国際協力を推進するために必要な措置に関する基本的事項

十一 前各号に掲げるもののほか、地球温暖化対策に関する重要事項

3 内閣総理大臣は、地球温暖化対策計画の案につき閣議の決定を求めなければならない。

4 内閣総理大臣は、前項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、地球温暖化対策計画を公表しなければならない。

(地球温暖化対策計画の変更)

第九条 政府は、少なくとも三年ごとに、我が国における温室効果ガスの排出及び吸収の量の状況その他の事情を勘案して、地球温暖化対策計画に定められた目標及び施策について検討を加えるものとする。

2 政府は、前項の規定による検討の結果に基づき、必要があると認めるときは、速やかに、地球温暖化対策計画を変更しなければならない。

3 前条第三項及び第四項の規定は、地球温暖化対策計画の変更について準用する。

## 第三章 地球温暖化対策推進本部

(地球温暖化対策推進本部の設置)

第十条 地球温暖化対策を総合的かつ計画的に推進するため、内閣に、地球温暖化対策推進本部(以下「本部」という。)を置く。

(所掌事務)

第十一条 本部は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地球温暖化対策計画の案の作成及び実施の推進に関すること。

二 前号に掲げるもののほか、長期的展望に立った地球温暖化対策の実施の推進に関する総合調整に関すること。

(組織)

第十二条 本部は、地球温暖化対策推進本部長、地球温暖化対策推進副本部長及び地球温暖化対策推進本部員をもって組織する。

(地球温暖化対策推進本部長)

第十三条 本部の長は、地球温暖化対策推進本部長（以下「本部長」という。）とし、内閣総理大臣をもって充てる。

2 本部長は、本部の事務を総括し、所部の職員を指揮監督する。  
（地球温暖化対策推進副本部長）

第十四条 本部に、地球温暖化対策推進副本部長（以下「副本部長」という。）を置き、内閣官房長官、環境大臣及び経済産業大臣をもって充てる。

2 副本部長は、本部長の職務を助ける。  
（地球温暖化対策推進本部員）

第十五条 本部に、地球温暖化対策推進本部員（以下「本部員」という。）を置く。

2 本部員は、本部長及び副本部長以外のすべての国务大臣をもって充てる。  
（事務）

第十六条 本部に関する事務は、内閣官房において処理し、命を受けて内閣官房副長官補が掌理する。  
（主任の大臣）

第十七条 本部に係る事項については、内閣法（昭和二十二年法律第五号）にいう主任の大臣は、内閣総理大臣とする。

（政令への委任）

第十八条 この法律に定めるもののほか、本部に関し必要な事項は、政令で定める。

#### 第四章 温室効果ガスの排出の量の削減等のための施策

（国及び地方公共団体の施策）

第十九条 国は、温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術に関する知見及びこの法律の規定により報告された温室効果ガスの排出量に関する情報その他の情報を活用し、地方公共団体と連携を図りつつ、温室効果ガスの排出の量の削減等のために必要な施策を総合的かつ効果的に推進するように努めるものとする。

2 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画を勘案し、その区域の自然的社会的条件に依りて、温室効果ガスの排出の量の削減等のための総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するように努めるものとする。

（政府実行計画等）

第二十条 政府は、地球温暖化対策計画に即して、その事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下この条において「政府実行計画」という。）を策定するものとする。

2 政府実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 政府実行計画の目標

三 実施しようとする措置の内容

四 その他政府実行計画の実施に関し必要な事項

3 環境大臣は、政府実行計画の案を作成し、閣議の決定を求めなければならない。

4 環境大臣は、政府実行計画の案を作成しようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

5 環境大臣は、第三項の規定による閣議の決定があったときは、遅滞なく、政府実行計画を公表しなければならない。

6 前三項の規定は、政府実行計画の変更について準用する。

7 政府は、毎年一回、政府実行計画に基づく措置の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。

（地方公共団体実行計画等）

第二十一条 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、地球温暖化対策計画に即して、当該都道府県及び市町村の事務及び事業に関し、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置に関する計画（以下「地方公共団体実行計画」という。）を策定するものとする。

2 地方公共団体実行計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

- 一 計画期間
  - 二 地方公共団体実行計画の目標
  - 三 実施しようとする措置の内容
  - 四 その他地方公共団体実行計画の実施に関し必要な事項
    - 3 都道府県並びに地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百五十二条の十九第一項の指定都市及び同法第二百五十二条の二十二第一項の中核市（以下「指定都市等」という。）は、地方公共団体実行計画において、前項に掲げる事項のほか、その区域の自然的社会的条件に応じて温室効果ガスの排出量の削減等を行うための施策に関する事項として次に掲げるものを定めるものとする
      - 一 太陽光、風力その他の再生可能エネルギーであって、その区域の自然的条件に適したものの利用の促進に関する事項
      - 二 その利用に伴って排出される温室効果ガスの量がより少ない製品及び役務の利用その他のその区域の事業者又は住民が温室効果ガスの排出の量の削減等に関して行う活動の促進に関する事項
      - 三 都市機能の集約の促進、公共交通機関の利用者の利便の増進、都市における緑地の保全及び緑化の推進その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に資する地域環境の整備及び改善に関する事項
      - 四 その区域内における廃棄物等（循環型社会形成推進基本法（平成十二年法律第百十号）第二条第二項に規定する廃棄物等をいう。）の発生の抑制の促進その他の循環型社会（同条第一項に規定する循環型社会をいう。）の形成に関する事項
    - 4 都道府県及び指定都市等は、地球温暖化対策の推進を図るため、都市計画、農業振興地域整備計画その他の温室効果ガスの排出の量の削減等に関係のある施策について、当該施策の目的の達成との調和を図りつつ地方公共団体実行計画と連携して温室効果ガスの排出の量の削減等が行われるよう配慮するものとする。
    - 5 指定都市等は、その地方公共団体実行計画の策定に当たっては、都道府県の地方公共団体実行計画及び他の指定都市等の地方公共団体実行計画との整合性の確保を図るよう努めなければならない。
    - 6 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、住民その他利害関係者の意見を反映させるために必要な措置を講ずるものとする。
    - 7 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を策定しようとするときは、あらかじめ、関係地方公共団体の意見を聴かななければならない。
    - 8 都道府県及び市町村は、地方公共団体実行計画を策定したときは、遅滞なく、単独で又は共同して、これを公表しなければならない。
    - 9 第五項から前項までの規定は、地方公共団体実行計画の変更について準用する。
    - 10 都道府県及び市町村は、単独で又は共同して、毎年一回、地方公共団体実行計画に基づく措置及び施策の実施の状況（温室効果ガス総排出量を含む。）を公表しなければならない。
    - 11 都道府県及び指定都市等は、地方公共団体実行計画を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長又は関係地方公共団体の長に対し、必要な資料の送付その他の協力を求め、又は温室効果ガスの排出の量の削減等に関し意見を述べることができる。
    - 12 前各項に定めるもののほか、地方公共団体実行計画について必要な事項は、環境省令で定める。  
（地方公共団体実行計画協議会）
- 第二十二條 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び指定都市等は、単独で又は共同して、地方公共団体実行計画の策定に関する協議及び地方公共団体実行計画の実施に係る連絡調整を行うため、地方公共団体実行計画協議会を組織することができる。
- 2 前項の地方公共団体実行計画協議会は、次に掲げる者をもって構成する。
    - 一 地方公共団体実行計画を策定しようとする都道府県及び指定都市等
    - 二 関係行政機関、関係地方公共団体、第三十七条第一項に規定する地球温暖化防止活動推進員、第三十八条第一項に規定する地域地球温暖化防止活動推進センター、事業者、住民その他の当該地域における地球温暖化対策の推進を図るために関係を有する者
    - 三 学識経験者その他の当該都道府県及び指定都市等が必要と認める者
  - 3 主務大臣は、地方公共団体実行計画の策定が円滑に行われるように、第一項の地方公共団体実行計画協議会の構成員の求めに応じて、必要な助言をすることができる。  
（事業活動に伴う排出削減等）

第二十三条 事業者は、事業の用に供する設備について、温室効果ガスの排出の量の削減等のための技術の進歩その他の事業活動を取り巻く状況の変化に応じ、温室効果ガスの排出の量の削減等に資するものを選択するとともに、できる限り温室効果ガスの排出の量を少なくする方法で使用するよう努めなければならない。

(日常生活における排出削減への寄与)

第二十四条 事業者は、国民が日常生活において利用する製品又は役務（以下「日常生活用製品等」という。）の製造、輸入若しくは販売又は提供（以下この条において「製造等」という。）を行うに当たっては、その利用に伴う温室効果ガスの排出の量がより少ないものの製造等を行うとともに、当該日常生活用製品等の利用に伴う温室効果ガスの排出に関する正確かつ適切な情報の提供を行うよう努めなければならない。

2 日常生活用製品等の製造等を行う事業者は、前項に規定する情報の提供を行うに当たっては、必要に応じ、日常生活における利用に伴って温室効果ガスの排出がされる製品又は役務について当該排出の量に関する情報の収集及び提供を行う団体その他の国民の日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減のための措置の実施を支援する役務の提供を行う者の協力を得つつ、効果的にこれを行うよう努めるものとする。

(排出削減等指針)

第二十五条 主務大臣は、前二条の規定により事業者が講ずべき措置に関して、その適切かつ有効な実施を図るため必要な指針を公表するものとする。

(温室効果ガス算定排出量の報告)

第二十六条 事業活動（国又は地方公共団体の事務及び事業を含む。以下この条において同じ。）に伴い相当程度多い温室効果ガスの排出をする者として政令で定めるもの（以下「特定排出者」という。）は、毎年度、主務省令で定めるところにより、主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項（当該特定排出者が政令で定める規模以上の事業所を設置している場合にあつては、当該事項及び当該規模以上の事業所ごとに主務省令で定める期間に排出した温室効果ガス算定排出量に関し、主務省令で定める事項）を当該特定排出者に係る事業を所管する大臣（以下「事業所管大臣」という。）に報告しなければならない。

2 定型的な約款による契約に基づき、特定の商標、商号その他の表示を使用させ、商品の販売又は役務の提供に関する方法を指定し、かつ、継続的に経営に関する指導を行う事業であつて、当該約款に、当該事業に加盟する者（以下この項において「加盟者」という。）が設置している事業所における温室効果ガスの排出に関する事項であつて主務省令で定めるものに係る定めがあるもの（以下この項において「連鎖化事業」という。）を行う者（以下この項において「連鎖化事業者」という。）については、その加盟者が設置している当該連鎖化事業に係るすべての事業所における事業活動を当該連鎖化事業者の事業活動とみなして、前項の規定を適用する。この場合において、同項中「事業所を設置している場合」とあるのは、「事業所を設置している場合（次項に規定する加盟者が同項に規定する連鎖化事業に係る事業所として設置している場合を含む。）」とする。

3 この章において「温室効果ガス算定排出量」とは、温室効果ガスである物質ごとに、特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量として政令で定める方法により算定される当該物質の排出量に当該物質の地球温暖化係数を乗じて得た量をいう。

(権利利益の保護に係る請求)

第二十七条 特定排出者は、前条第一項の規定による報告に係る温室効果ガス算定排出量の情報が公にされることにより、当該特定排出者の権利、競争上の地位その他正当な利益（以下「権利利益」という。）が害されるおそれがあると思料するときは、当該温室効果ガス算定排出量に代えて、当該特定排出者に係る温室効果ガス算定排出量を主務省令で定めるところにより合計した量をもって次条第一項の規定による通知を行うよう事業所管大臣に請求を行うことができる。

2 特定排出者は、前項の請求を行うときは、前条第一項の規定による報告と併せて、主務省令で定めるところにより、その理由を付して行わなければならない。

3 事業所管大臣は、第一項の請求を認める場合には、その旨の決定をし、当該請求を行った特定排出者に対し、その旨を通知するものとする。

- 4 事業所管大臣は、第一項の請求を認めない場合には、その旨の決定をし、当該決定後直ちに、当該請求を行った特定排出者に対し、その旨及びその理由を通知するものとする。
- 5 前二項の決定は、第一項の請求があった日から三十日以内にするものとする。
- 6 前項の規定にかかわらず、事業所管大臣は、事務処理上の困難その他正当な理由があるときは、同項の期間を三十日以内に限り延長することができる。

(報告事項の通知等)

第二十八条 事業所管大臣は、第二十六条第一項の規定による報告があったときは、当該報告に係る事項について環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

- 2 前項の規定による通知は、次に掲げるところにより、行うものとする。
- 一 前条第一項の請求がないときは、遅滞なく、当該報告に係る事項を通知すること。
- 二 前条第一項の請求があった場合において、同条第三項の決定をしたときは、遅滞なく、当該報告に係る事項（当該事項のうち当該決定に係る温室効果ガス算定排出量については、これに代えて当該特定排出者に係る温室効果ガス算定排出量を同条第一項の主務省令で定めるところにより合計した量）を通知すること。
- 三 前条第一項の請求があった場合において、同条第四項の決定をしたときは、同項の規定による特定排出者への通知の日から二週間を経過した日以後速やかに、当該報告に係る事項を通知すること。
- 3 事業所管大臣は、第二十六条第一項の規定による報告があったときは、主務省令で定めるところにより、遅滞なく、当該報告に係る温室効果ガス算定排出量を集計するものとする。
- 4 事業所管大臣は、遅滞なく、前項の規定により集計した結果を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。ただし、当該集計結果が通知されることにより、前条第三項の決定に係る特定排出者の権利利益が害されるおそれがあるときは、当該集計結果に係る温室効果ガス算定排出量については、これに代えて、これを主務省令で定めるところにより合計した量を通知するものとする。

(報告事項の記録等)

第二十九条 環境大臣及び経済産業大臣は、前条第一項の規定により通知された事項について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

- 2 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による記録をしたときは、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、同項のファイルに記録された事項（以下「ファイル記録事項」という。）のうち事業所管大臣が所管する事業を行う特定排出者に係るものを当該事業所管大臣に通知するものとする。
- 3 環境大臣及び経済産業大臣は、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、前条第四項の規定により通知された事項を集計するものとする。この場合において、環境大臣及び経済産業大臣は、当該集計の用に供するため、関係事業所管大臣に対し、第二十七条第三項の決定に係る特定排出者の権利利益の保護に支障がないことを確認した上で、前条第三項の規定により集計した結果に係る温室効果ガス算定排出量を主務省令で定めるところにより合計した量を通知するよう求めることができる。
- 4 環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、前項の規定により集計した結果を事業所管大臣に通知するとともに、公表するものとする。

(開示請求権)

第三十条 何人も、前条第四項の規定による公表があったときは、当該公表があった日以後、主務大臣に対し、当該公表に係るファイル記録事項であって当該主務大臣が保有するものの開示の請求を行うことができる。

- 2 前項の請求（以下「開示請求」という。）は、次の事項を明らかにして行わなければならない。
- 一 開示請求をする者の氏名又は名称及び住所又は居所並びに法人その他の団体にあつては代表者の氏名
- 二 開示請求に係る事業所又は特定排出者の名称、所在地その他のこれらを特定するに足りる事項

(開示義務)

第三十一条 主務大臣は、開示請求があったときは、当該開示請求をした者に対し、ファイル記録事項のうち、当該開示請求に係る事項を速やかに開示しなければならない。

(情報の提供等)

第三十二条 特定排出者は、主務省令で定めるところにより、第二十六条第一項の規定による報告に添えて、第二十九条第四項の規定により公表され、又は前条の規定により開示される情報に対する理解の増進に資するため、事業所管大臣に対し、当該報告に係る温室効果ガス算定排出量の増減の状況に関する情報その他の情報を提供することができる。

2 事業所管大臣は、前項の規定により提供された情報を環境大臣及び経済産業大臣に通知するものとする。

3 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により通知された情報について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより電子計算機に備えられたファイルに記録するものとする。

4 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定による記録をしたときは、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、遅滞なく、同項のファイル記録事項のうち事業所管大臣が所管する事業を行う特定排出者に係るものを当該事業所管大臣に通知するものとする。

5 環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、第二項の規定により通知された情報について、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、事業所管大臣に通知するとともに、公表するものとする。

6 前二条の規定は、前項の規定による公表があった場合に準用する。

(技術的助言等)

第三十三条 主務大臣は、温室効果ガス算定排出量の算定の適正な実施の確保又は自主的な温室効果ガスの排出の量の削減等の促進に資するため、特定排出者に対し必要な技術的助言、情報の提供その他の援助を行うものとする。

(エネルギーの使用の合理化等に関する法律との関係)

第三十四条 特定排出者から、エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第十六条第一項(同法第四十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第二十七条第一項(同法第四十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第三十八条第一項(同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第八十条第三項、第八十一条第三項、第八十二条第三項、第百三条第一項(同法第百三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第百十一条第一項(同法第百十九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第百十五条第一項(同法第百十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第百二十七条第一項(同法第百三十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第百三十二条第一項(同法第百三十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は同法第百四十一条第一項の規定による報告があったときは、第二十六条から前条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、当該報告のうち二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分(同法第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者、同法第百十三条第二項に規定する認定管理統括荷主及び同法第百三十条第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者にあっては、当該者に係る部分に限る。)は、エネルギー(同法第二条第一項に規定するエネルギーをいう。次項及び次条において同じ。)の使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての第二十六条第一項の規定による報告とみなす。この場合において、同項中「当該特定排出者に係る事業を所管する大臣」とあるのは、同法第十六条第一項(同法第四十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第二十七条第一項(同法第四十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は同法第三十八条第一項(同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第十六条第一項(同法第四十八条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第二十七条第一項(同法第四十八条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は同法第三十八条第一項(同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))に規定する主務大臣」と、同法第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第八十条第三項、第八十一条第三項又は第八十二条第三項に規定する主務大臣」と、同法第百三条第一項(同法第百三十六条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第百二十七条第一項(同法第百三十六条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第百三十二条第一項(同法第百三十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。))又は同法第百四十一条第一項の規定による報告については「国土交通大臣」と、同法第百十一条第一項(同法第百十九条第一項の規定により読み替えて適用する場合

を含む。)又は同法第百十五条第一項(同法第百十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第百十一条第一項(同法第百十九条第一項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は同法第百十五条第一項(同法第百十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する主務大臣」とするほか、第二十六条から前条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

- 2 エネルギーの使用の合理化等に関する法律第二十九条第二項に規定する認定管理統括事業者であつて同項第二号に規定する管理関係事業者のうち特定排出者を含むもの、同法第百十三条第二項に規定する認定管理統括荷主であつて同項第二号に規定する管理関係荷主のうち特定排出者を含むもの又は同法第百三十条第二項に規定する認定管理統括貨客輸送事業者であつて同項第二号に規定する管理関係貨客輸送事業者のうち特定排出者を含むものから、同法第三十八条第一項(同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)、同法第八十二条第三項、同法第百十五条第一項(同法第百十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)又は同法第百三十二条第一項(同法第百三十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告があつたときは、第二十六条から前条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用については、当該報告のうち当該管理関係事業者、当該管理関係荷主又は当該管理関係貨客輸送事業者であつて特定排出者であるものの二酸化炭素の排出量に係る事項に関する部分は、当該事業者のエネルギーの使用に伴って発生する二酸化炭素の排出量についての第二十六条第一項の規定による報告とみなす。この場合において、同項中「当該特定排出者に係る事業を所管する大臣」とあるのは、同法第三十八条第一項(同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第三十八条第一項(同法第四十八条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する主務大臣」と、同法第八十二条第三項の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第八十二条第三項に規定する主務大臣」と、同法第百十五条第一項(同法第百十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告については「エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和五十四年法律第四十九号)第百十五条第一項(同法第百十九条第二項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)に規定する主務大臣」と、同法第百三十二条第一項(同法第百三十六条第三項の規定により読み替えて適用する場合を含む。)の規定による報告については「国土交通大臣」とするほか、第二十六条から前条まで、第六十三条及び第六十五条の規定の適用に関し必要な技術的読替えは、政令で定める。

(二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報の提供)

- 第三十五条 一般消費者に対するエネルギーの供給の事業を行う者は、その供給の相手方に対し、その供給したエネルギーの使用に伴う二酸化炭素の排出量の把握に必要な情報を提供するように努めなければならない。

(事業者の事業活動に関する計画等)

- 第三十六条 事業者は、その事業活動に関し、地球温暖化対策計画の定めるところに留意しつつ、単独で又は共同して、温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置(他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。)に関する計画を作成し、これを公表するように努めなければならない。

- 2 前項の計画の作成及び公表を行った事業者は、地球温暖化対策計画の定めるところに留意しつつ、単独で又は共同して、同項の計画に係る措置の実施の状況を公表するように努めなければならない。

(地球温暖化防止活動推進員)

- 第三十七条 都道府県知事及び指定都市等の長(以下「都道府県知事等」という。)は、地域における地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の推進に熱意と識見を有する者のうちから、地球温暖化防止活動推進員を委嘱することができる。

- 2 地球温暖化防止活動推進員は、次に掲げる活動を行う。
- 一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について住民の理解を深めること。
  - 二 住民に対し、その求めに応じ日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について調査を行い、当該調査に基づく指導及び助言をすること。

三 地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う住民に対し、当該活動に関する情報の提供その他の協力をすること。

四 温室効果ガスの排出の量の削減等のために国又は地方公共団体が行う施策に必要な協力をすること。  
(地域地球温暖化防止活動推進センター)

第三十八条 都道府県知事等は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人若しくは一般財団法人又は特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）第二条第二項の特定非営利活動法人であって、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、都道府県又は指定都市等にそれぞれ一を限って、地域地球温暖化防止活動推進センター（以下「地域センター」という。）として指定することができる。

- 2 地域センターは、当該都道府県又は指定都市等の区域において、次に掲げる事業を行うものとする。
- 一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性について啓発活動及び広報活動を行うとともに、地球温暖化防止活動推進員及び地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。
- 二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置について、照会及び相談に応じ、並びに必要な助言を行うこと。
- 三 前号に規定する照会及び相談の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の実態について調査を行い、当該調査に係る情報及び資料を分析すること。
- 四 地球温暖化対策の推進を図るための住民の活動を促進するため、前号の規定による分析の結果を、定期的に又は時宜に応じて提供すること。
- 五 地方公共団体実行計画の達成のために当該都道府県又は指定都市等が行う施策に必要な協力をすること。

六 前各号の事業に附帯する事業

- 3 都道府県知事の指定する地域センターは、前項に規定する事業のほか、当該都道府県の区域内の指定都市等の長が指定する地域センターの事業について連絡調整を図るものとする。
- 4 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターの財産の状況又はその事業の運営に関し改善が必要であると認めるときは、当該地域センターに対し、その改善に必要な措置をとるべきことを命ずることができる。
- 5 都道府県知事等は、その指定に係る地域センターが前項の規定による命令に違反したときは、第一項の指定を取り消すことができる。
- 6 地域センターの役員若しくは職員又はこれらの職にあった者は、第二項第二号若しくは第三号に掲げる事業又は同項第六号に掲げる事業（同項第二号又は第三号に掲げる事業に附帯するものに限る。）に関して知り得た秘密を漏らしてはならない。
- 7 第一項の指定の手續その他地域センターに関し必要な事項は、環境省令で定める。  
(全国地球温暖化防止活動推進センター)

第三十九条 環境大臣は、地球温暖化対策に関する普及啓発を行うこと等により地球温暖化の防止に寄与する活動の促進を図ることを目的とする一般社団法人又は一般財団法人であって、次項に規定する事業を適正かつ確実に行うことができると認められるものを、その申請により、全国に一を限って、全国地球温暖化防止活動推進センター（以下「全国センター」という。）として指定することができる。

- 2 全国センターは、次に掲げる事業を行うものとする。
- 一 地球温暖化の現状及び地球温暖化対策の重要性についての二以上の都道府県の区域における啓発活動及び広報活動を行うとともに、二以上の都道府県の区域において地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う民間の団体の活動を助けること。
- 二 日常生活に関する温室効果ガスの排出の実例に即して、日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置を促進する方策の調査研究を行うこと。
- 三 前号に掲げるもののほか、地球温暖化及び地球温暖化対策に関する調査研究並びに情報及び資料の収集、分析及び提供を行うこと。
- 四 日常生活における利用に伴って温室効果ガスの排出がされる製品又は役務について、当該排出の量に関する情報の収集及び提供を行うこと。



五 地域センターの事業について連絡調整を図り、及びこれに従事する者に対する研修を行い、並びに地域センターに対する指導その他の援助を行うこと。

六 前各号の事業に附帯する事業

3 環境大臣は、第一項の指定をしようとするときは、あらかじめ、関係行政機関の長と協議しなければならない。

4 前条第四項、第五項及び第七項の規定は、全国センターについて準用する。この場合において、同条第四項中「都道府県知事等」とあるのは「環境大臣」と、同条第五項中「都道府県知事等」とあるのは「環境大臣」と、「第一項」とあるのは「次条第一項」と、同条第七項中「第一項」とあるのは「次条第一項」と読み替えるものとする。

(地球温暖化対策地域協議会)

第四十条 地方公共団体、地域センター、地球温暖化防止活動推進員、事業者、住民その他の地球温暖化対策の推進を図るための活動を行う者は、日常生活に関する温室効果ガスの排出の量の削減等に関し必要となるべき措置について協議するため、地球温暖化対策地域協議会（以下「地域協議会」という。）を組織することができる。

2 前項の協議を行うための会議において協議が調った事項については、地域協議会の構成員は、その協議の結果を尊重しなければならない。

3 前二項に定めるもののほか、地域協議会の運営に関し必要な事項は、地域協議会が定める。

(環境大臣による地球温暖化防止活動の促進)

第四十一条 環境大臣は、全国センター、地方公共団体、地域協議会その他関係団体と連携を図りつつ、地球温暖化の現状及び地球温暖化対策に関する知識の普及並びに地球温暖化対策の推進を図るための活動の促進に努めるものとする。

#### 第五章 森林等による吸収作用の保全等

第四十二条 政府及び地方公共団体は、地球温暖化対策計画に定められた温室効果ガスの吸収の量に関する目標を達成するため、森林・林業基本法（昭和三十九年法律第六十一号）第十一条第一項に規定する森林・林業基本計画その他の森林の整備及び保全又は緑地の保全及び緑化の推進に関する計画に基づき、温室効果ガスの吸収作用の保全及び強化を図るものとする。

#### 第六章 割当量口座簿等

(割当量口座簿の作成等)

第四十三条 環境大臣及び経済産業大臣は、京都議定書第七条4に基づく割当量の計算方法に関する国際的な決定（以下「割当量の計算方法に関する国際的な決定」という。）に従い、割当量口座簿を作成し、算定割当量の取得、保有及び移転（以下「算定割当量の管理」という。）を行うための口座（以下「管理口座」という。）を開設するものとする。

2 割当量口座簿は、その全部を磁気ディスク（これに準ずる方法により一定の事項を確実に記録しておくことができる物を含む。以下同じ。）をもって調製するものとする。

(算定割当量の帰属)

第四十四条 算定割当量の帰属は、この章の規定による割当量口座簿の記録により定まるものとする。

(割当量口座簿の記録事項)

第四十五条 割当量口座簿は、次に掲げる口座に区分する。

一 国の管理口座

二 国内に本店又は主たる事務所（以下「本店等」という。）を有する法人（以下「内国法人」という。）の管理口座

2 前項第二号の管理口座は、当該管理口座の名義人（当該管理口座の開設を受けた者をいう。以下「口座名義人」という。）ごとに区分する。

3 第一項第二号の管理口座には、次に掲げる事項を記録する。

一 口座名義人の名称、代表者の氏名、本店等の所在地その他環境省令・経済産業省令で定める事項

二 保有する算定割当量の種別（第二条第六項各号の種別をいう。以下同じ。）ごとの数量及び識別番号（算定割当量を一単位ごとに識別するために京都議定書の締約国又は気候変動に関する国際連合枠組条約の事務局（以下「事務局」という。）により付された文字及び数字をいう。以下同じ。）

三 前号の算定割当量の全部又は一部が信託財産であるときは、その旨

四 その他政令で定める事項

(管理口座の開設)

第四十六条 算定割当量の管理を行おうとする内国法人は、環境大臣及び経済産業大臣による管理口座の開設を受けなければならない。

2 管理口座は、一の内国法人につき一に限り開設を受けることができるものとする。

3 管理口座の開設を受けようとする内国法人は、その名称、代表者の氏名、本店等の所在地その他環境省令・経済産業省令で定める事項を記載した申請書を環境大臣及び経済産業大臣に提出しなければならない。

4 前項の申請書には、定款、登記事項証明書その他環境省令・経済産業省令で定める書類を添付しなければならない。

5 環境大臣及び経済産業大臣は、第三項の規定による管理口座の開設の申請があった場合には、当該申請書又はその添付書類のうち重要な事項について虚偽の記載があるときを除き、遅滞なく、管理口座を開設しなければならない。

6 環境大臣及び経済産業大臣は、前項の規定により管理口座を開設したときは、遅滞なく、当該管理口座において算定割当量の管理を行うために必要な事項をその口座名義人に通知しなければならない。

(変更の届出)

第四十七条 口座名義人は、その名称、代表者の氏名、本店等の所在地その他環境省令・経済産業省令で定める事項に変更があったときは、遅滞なく、その旨を環境大臣及び経済産業大臣に届け出なければならない。

2 前項の届出があった場合には、環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、当該記録を変更するものとする。

3 前条第六項の規定は、前項の記録の変更について準用する。

(振替手続)

第四十八条 算定割当量の取得及び移転(以下「振替」という。)は、この条に定めるところにより、環境大臣及び経済産業大臣が、割当量口座簿において、当該算定割当量についての減少又は増加の記録をすることにより行うものとする。

2 算定割当量の振替の申請は、振替によりその管理口座において減少の記録がされる口座名義人が、環境大臣及び経済産業大臣に対して行うものとする。

3 前項の申請をする口座名義人(以下「申請人」という。)は、当該申請において、次に掲げる事項を示さなければならない。

一 当該振替において減少又は増加の記録がされるべき算定割当量の種別ごとの数量及び識別番号

二 当該振替により増加の記録がされるべき管理口座(以下「振替先口座」という。)

三 振替先口座が国の管理口座である場合には、当該振替の目的が次の各号のいずれに該当するかの別

イ 取消し(割当量の計算方法に関する国際的な決定に基づき、算定割当量を京都議定書第三条の規定に基づく約束の履行に用いることができない状態にすることをいう。)

ロ 次条第二項の義務を履行する目的

ハ イ及びロに掲げる目的以外の目的

4 第二項の申請があった場合には、環境省令・経済産業省令で定める場合を除き、環境大臣及び経済産業大臣は、遅滞なく、次に掲げる措置をとらなければならない。

一 申請人の管理口座の前項第一号の算定割当量についての減少の記録

二 振替先口座の前項第一号の算定割当量についての増加の記録

5 事務局から割当量口座簿における管理口座への算定割当量の振替を行う旨の通知があった場合には、割当量の計算方法に関する国際的な決定に基づき、環境大臣及び経済産業大臣は、当該管理口座の当該算定割当量についての増加の記録をするものとする。

6 算定割当量の振替は、第二項から前項までの規定によるもののほか、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、環境大臣及び経済産業大臣に対する官庁又は公署の嘱託により行うことができる。

(植林事業に係る認証された排出削減量に係る措置)

第四十九条 環境大臣及び経済産業大臣は、植林事業に係る認証された排出削減量に関する国際的な決定（京都議定書第十二条3（b）に規定する認証された排出削減量のうち新規植林事業又は再植林事業から生ずるものの取扱いに関する国際的な決定をいう。以下この項において同じ。）に基づき、事務局から特定認証排出削減量（京都議定書第十二条3（b）に規定する認証された排出削減量のうち植林事業に係る認証された排出削減量に関する国際的な決定に基づくものであって、環境省令・経済産業省令で定めるものをいう。以下この条において同じ。）に係る森林の減失等に伴う措置を求める通知があった場合には、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、当該通知に係る特定認証排出削減量を保有する口座名義人に対し、期限を定めて、当該通知に係る特定認証排出削減量又は当該通知に係る特定認証排出削減量と同量の算定割当量（環境省令・経済産業省令で定めるものを除く。次項において同じ。）の国の管理口座への移転を求める旨の通知をするものとする。

2 前項の通知を受けた口座名義人は、移転の期限までに、当該通知に係る特定認証排出削減量又は当該通知に係る特定認証排出削減量と同量の算定割当量の国の管理口座への移転を行わなければならない。（算定割当量の譲渡の効力発生要件）

第五十条 算定割当量の譲渡は、第四十八条の規定に基づく振替により、譲受人がその管理口座に当該譲渡に係る算定割当量の増加の記録を受けなければ、その効力を生じない。

（質権設定の禁止）

第五十一条 算定割当量は、質権の目的とすることができない。

（算定割当量の信託の対抗要件）

第五十二条 算定割当量については、信託は、政令で定めるところにより、当該信託の受託者がその管理口座において第四十五条第三項第三号の規定による記録を受けなければ、第三者に対抗することができない。

（保有の推定）

第五十三条 国又は口座名義人は、その管理口座における記録がされた算定割当量を適法に保有するものと推定する。

（善意取得）

第五十四条 第四十八条（第五項を除く。）の規定に基づく振替によりその管理口座において算定割当量の増加の記録を受けた国又は口座名義人は、当該算定割当量を取得する。ただし、国又は当該口座名義人に悪意又は重大な過失があるときは、この限りでない。

（割当量口座簿に記録されている事項の証明の請求）

第五十五条 口座名義人は、環境大臣及び経済産業大臣に対し、割当量口座簿の自己の管理口座に記録されている事項を証明した書面の交付を請求することができる。

（勧告及び命令）

第五十六条 環境大臣及び経済産業大臣は、正当な理由がなくて第四十九条第二項に規定する国の管理口座への移転を行わない口座名義人があるときは、当該口座名義人に対し、期限を定めて、その移転を行うべき旨の勧告をすることができる。

2 環境大臣及び経済産業大臣は、前項に規定する勧告を受けた口座名義人が、正当な理由がなくてその勧告に係る措置をとらなかつたときは、当該口座名義人に対し、期限を定めて、その勧告に係る措置をとるべきことを命ずることができる。

（環境省令・経済産業省令への委任）

第五十七条 この章に定めるもののほか、割当量口座簿における管理口座の開設及び算定割当量の管理その他この章の規定の施行に関し必要な事項は、環境省令・経済産業省令で定める。

## 第七章 雑則

（措置の実施の状況の把握等）

第五十八条 政府は、地方公共団体及び民間団体等が温室効果ガスの排出の量の削減等のための措置（他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与するための措置を含む。）の実施の状況を自ら把握し、及び評価することに資するため、把握及び評価の手法の開発並びにその成果の普及に努めるものとする。

（温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用製品等の普及の促進）

第五十九条 政府は、白熱電球に代替する温室効果ガスの排出の量がより少ない光源の使用の促進その他の温室効果ガスの排出の量がより少ない日常生活用品等の普及の促進を図るために必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

(この法律の施行に当たっての配慮)

第六十条 環境大臣及び経済産業大臣は、この法律の施行に当たっては、事業者が自主的に行う算定割当量の取得及び国の管理口座への移転並びに事業者が行う他の者の温室効果ガスの排出の量の削減等に寄与する取組を促進するよう適切な配慮をするものとする。

(関係行政機関の協力)

第六十一条 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係行政機関の長に対し、温室効果ガスの排出の量の削減等に資する施策の実施に関し、地球温暖化対策の推進について必要な協力を求めることができる。

2 環境大臣は、この法律の目的を達成するため必要があると認めるときは、関係都道府県知事に対し、必要な資料の提出又は説明を求めることができる。

(手数料)

第六十二条 次に掲げる者は、政令で定めるところにより、実費を勘案して政令で定める額の手数料を納付しなければならない。

- 一 第三十条第一項のファイル記録事項の開示を受ける者
- 二 第四十六条第三項の管理口座の開設の申請をする者
- 三 第四十八条第二項の振替の申請をする者
- 四 第五十五条の書面の交付を請求する者

(磁気ディスクによる報告等)

第六十三条 事業所管大臣は、第二十六条第一項の規定による報告、第二十七条第一項の請求又は第三十二条第一項の規定による提供については、政令で定めるところにより、磁気ディスクにより行わせることができる。

2 事業所管大臣は、第二十七条第三項又は第四項の規定による通知については、政令で定めるところにより、磁気ディスクにより行うことができる。

3 主務大臣は、第三十条第一項(第三十二条第六項において準用する場合を含む。)の請求又は第三十一条(第三十二条第六項において準用する場合を含む。)の規定による開示については、政令で定めるところにより、磁気ディスクにより行わせ、又は行うことができる。

(経過措置)

第六十四条 この法律の規定に基づき命令を制定し、又は改廃する場合においては、その命令で、その制定又は改廃に伴い合理的に必要と判断される範囲内において、所要の経過措置を定めることができる。

(主務大臣等)

第六十五条 この法律における主務大臣は、環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣とする。

2 この法律における主務省令は、環境大臣、経済産業大臣及び事業所管大臣の発する命令とする。

3 内閣総理大臣は、この法律による権限(金融庁の所掌に係るものに限り、政令で定めるものを除く。)を金融庁長官に委任する。

4 この法律による主務大臣の権限は、主務省令で定めるところにより、地方支分部局の長に委任することができる。

5 金融庁長官は、政令で定めるところにより、第三項の規定により委任された権限の一部を財務局長又は財務支局長に委任することができる。

## 第八章 罰則

第六十六条 第四十六条第三項の規定による申請に関し虚偽の申請をした者は、五十万円以下の罰金に処する。

2 法人の代表者、代理人、使用人その他の従業者が、その法人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人に対しても、同項の刑を科する。

第六十七条 第三十八条第六項の規定に違反した者は、三十万円以下の罰金に処する。

第六十八条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の過料に処する。

- 一 第二十六条第一項の規定による報告をせず、又は虚偽の報告をした者
- 二 第四十七条第一項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者
- 三 第五十六条第二項の規定による命令に違反した者

## 附 則

## (施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第一条、第二条第一項、第二項及び第四項並びに第三条から第六条までの規定は、公布の日から施行する。

## (検討)

第二条 政府は、京都議定書第十二条1に規定する低排出型の開発の制度を活用するための制度の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第三条 政府は、事業者による温室効果ガスの排出量その他の事業活動に伴って排出する温室効果ガスに係る情報に関し、投資、製品等の利用その他の行為をするに当たって当該情報を利用する事業者、国民等に対する当該事業活動を行う事業者による提供の在り方について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

2 政府は、日常生活に関する温室効果ガスの排出を抑制する観点から、国民の生活様式等の改善を促進するために必要な施策について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとする。

第四条 政府は、平成三十一年までに、長期的展望に立ち、国際的に認められた知見を踏まえ、この法律の施行の状況について検討を加え、その結果に基づいて法制上の措置その他の必要な措置を講ずるものとする。

## 附 則 (平成十一年一月二二日法律第一六〇号) 抄

## (施行期日)

第一条 この法律(第二条及び第三条を除く。)は、平成十三年一月六日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第九百九十五条(核原料物質、核燃料物質及び原子炉の規制に関する法律の一部を改正する法律附則の改正規定に係る部分に限る。)、第千三百五条、第千三百六条、第千三百二十四条第二項、第千三百二十六条第二項及び第千三百四十四条の規定 公布の日

二 〔略〕

## 附 則 (平成一四年六月七日法律第六一号)

この法律は、気候変動に関する国際連合枠組条約の京都議定書が日本国について効力を生ずる日から施行する。ただし、第十六条を第三十二条とし、第十五条を第三十一条とし、第十四条を第三十条とする改正規定、第十二条の次に二条、一章、章名及び一条を加える改正規定(第二十六条、第二十七条及び第二十九条に係る部分に限る。)並びに第十一条及び第十条の改正規定は、公布の日から施行する。

## 附 則 (平成一七年六月一七日法律第六一号) 抄

## (施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。

## (経過措置)

第二条 この法律による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条の二第一項の規定は、平成十九年度以降に行う同項に規定する報告について適用する。

## 附 則 (平成一七年八月一〇日法律第九三号) 抄

## (施行期日)

第一条 この法律は、平成十八年四月一日から施行する。ただし、附則第十六条の規定は、この法律の公布の日又は地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（平成十七年法律第六十一号）の公布の日のいずれか遅い日から施行する。

附 則 （平成一八年六月二日法律第五〇号） 抄

この法律は、一般社団・財団法人法の施行の日から施行する。

附 則 （平成一八年六月七日法律第五七号）

この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、第二条、第三条、第七条及び第八条の改正規定は、公布の日から施行する。

附 則 （平成二〇年五月三〇日法律第四七号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、附則第五条の規定はこの法律の公布の日から、第二条並びに次条並びに附則第三条、第八条及び第九条の規定は平成二十二年四月一日から施行する。

附 則 （平成二〇年六月一三日法律第六七号）

（施行期日）

第一条 この法律は、平成二十一年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

- 一 第八条、第九条及び第二十一条の改正規定、同条を第二十条の三とし、同条の次に四条を加える改正規定（第二十条の四に係る部分に限る。）、第二十九条及び第三十四条の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第三十五条の改正規定、第四十条の次に一条を加える改正規定並びに第四十七条及び第五十条の改正規定 公布の日
- 二 第二十条の三の次に四条を加える改正規定（第二十条の五から第二十一条までに係る部分に限る。） 公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日
- 三 第二十三条から第二十六条まで及び第四十九条の改正規定 公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日  
（温室効果ガス算定排出量の報告に関する経過措置）

第二条 この法律による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律第二十一条の二から第二十一条の四まで及び第二十一条の十の規定は、平成二十二年度以降において報告すべき同法第二十一条の二第三項に規定する温室効果ガス算定排出量について適用し、平成二十一年度において報告すべき同項に規定する温室効果ガス算定排出量については、なお従前の例による。

（罰則に関する経過措置）

第三条 この法律の施行前にした行為及び前条の規定によりなお従前の例によることとされる場合におけるこの法律の施行後にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。

（政令への委任）

第四条 前二条に定めるもののほか、この法律の施行に関して必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 （平成二三年六月二四日法律第七四号） 抄

（施行期日）

第一条 この法律は、公布の日から起算して二十日を経過した日から施行する。

附 則 （平成二五年五月二四日法律第一八号）

（施行期日）

- 1 この法律は、公布の日から施行する。ただし、第二条第三項に一号を加える改正規定は、平成二十七年四月一日から施行する。  
(政令への委任)
- 2 この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成二五年五月三一日法律第二五号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年三月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (平成二六年五月三〇日法律第四二号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して二年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 [略]

二 目次の改正規定(「第二節 中核市に関する特例 第三節 特例市に関する特例」を「第二節 中核市に関する特例」に改める部分に限る。)、第二百五十二条の二十二第一項の改正規定、第二編第十二章第三節を削る改正規定、第二百六十条の三十八を第二百六十条の四十とする改正規定及び第二百六十条の三十七の次に二条を加える改正規定並びに次条、附則第三条、第三十三条、第三十四条、第四十条、第四十一条、第四十五条から第四十八条まで、第五十一条、第五十二条、第五十四条、第五十五条、第五十八条、第五十九条、第六十三条、第六十四条、第六十八条、第六十九条及び第七十一条から第七十五条までの規定 平成二十七年四月一日

三 [略]

(地球温暖化対策の推進に関する法律の一部改正に伴う経過措置)

第五十九条 施行時特例市に対する前条の規定による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律第二十条の三第三項の規定の適用については、同項中「及び同法」とあるのは「、同法」と、「中核市」とあるのは「中核市及び地方自治法の一部を改正する法律(平成二十六年法律第四十二号)附則第二条に規定する施行時特例市」とする。

附 則 (平成二八年五月二七日法律第五〇号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から施行する。  
(経過措置)

第二条 この法律の施行の際現に存するこの法律による改正前の地球温暖化対策の推進に関する法律(次項において「旧法」という。)第八条第一項の規定に基づく地球温暖化対策計画は、この法律による改正後の地球温暖化対策の推進に関する法律(次項において「新法」という。)第八条第一項の規定に基づく地球温暖化対策計画が定められるまでの間、同項の規定に基づく地球温暖化対策計画とみなす。

2 この法律の施行の際現に存する旧法第二十条の三第一項及び第三項の規定に基づく地方公共団体実行計画は、新法第二十一条第一項及び第三項の規定に基づく地方公共団体実行計画が定められるまでの間、これらの規定に基づく地方公共団体実行計画とみなす。

(政令への委任)

第六条 この附則に定めるもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。

附 則 (平成三〇年六月一三日法律第四五号) 抄  
(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して六月を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。

附 則 (令和三年六月二日法律第五四号) 抄

(施行期日)

第一条 この法律は、公布の日から起算して一年を超えない範囲内において政令で定める日から施行する。ただし、目次の改正規定（「抑制等」を「量の削減等」に改める部分に限る。）、第一条及び第二条第二項の改正規定、同条の次に一条を加える改正規定、第三条第二項から第五項まで、第四条から第六条まで並びに第八条第二項第三号、第四号及び第八号の改正規定、第四章の章名の改正規定、第十九条、第二十条第一項及び第二十一条第一項の改正規定、同条第三項の改正規定（「温室効果ガスの排出の抑制等を」を「温室効果ガスの排出の量の削減等を」に改める部分に限る。）、同項第二号及び第三号の改正規定、同条第十一項の改正規定（「温室効果ガスの排出の抑制等を」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める部分に限る。）、同条第四項の改正規定（「温室効果ガスの排出の抑制等を」を「温室効果ガスの排出の量の削減等」に改める部分に限る。）、第二十三条（見出しを含む。）、第二十四条の見出し及び同条第二項、第二十五条の見出し、第三十三条、第三十六条第一項、第三十七条第二項第二号及び第四号、第三十八条第二項第二号、第三十九条第二項第二号、第四十条第一項、第五十八条、第六十条並びに第六十一条第一項の改正規定並びに附則第五条及び第八条の規定は、公布の日から施行する。

(政令への委任)

第八条 附則第二条及び前条に規定するもののほか、この法律の施行に伴い必要な経過措置は、政令で定める。



## うるま市地球温暖化対策実行計画推進本部設置規程

平成24年3月21日

訓令第6号

改正 平成27年5月15日訓令第22号

## (設置)

第1条 うるま市の実施する事務事業及びうるま市域から発生する温室効果ガス排出の抑制を図り、環境に配慮した取組を実行するため、うるま市地球温暖化対策実行計画推進本部（以下「推進本部」という。）を設置する。

## (所掌事務)

第2条 推進本部の所掌事務は、次に掲げるとおりとする。

- (1) うるま市地球温暖化対策実行計画（以下「実行計画」という。）の推進に関すること。
- (2) 実行計画の決定、変更及び公表に関する必要な事項についての報告に関すること。
- (3) 実行計画の進行管理に関すること。
- (4) その他必要な事項に関すること。

## (組織)

第3条 推進本部は、本部長、副本部長及び本部員をもって組織する。

2 本部長は、副市長をもって充てる。

3 副本部長は、教育長及び市民部長をもって充てる。

4 本部員は、各部局の部長職をもって充てる。

5 副本部長は、本部長を補佐し、本部長に事故があるとき、又は本部長が欠けたときは、その職務を代理する。

## (会議)

第4条 推進本部の会議は、必要に応じて本部長が招集し、本部長が議長となる。

2 本部長は、必要に応じて関係職員に推進本部会議への出席を求めることができる。

## (推進本部事務局)

第5条 推進本部の事務局は、市民部環境課が行う。

2 事務局は、推進本部の庶務を執り行う。

## (推進会議)

第6条 推進本部の下にうるま市地球温暖化対策実行計画推進会議（以下「推進会議」という。）を置くものとする。

2 推進会議は、各部局に設置する。

3 推進会議は、議長、副議長及び構成員をもって組織する。

4 推進会議は、推進本部を補佐し、推進本部に付議すべき事案について、協議及び調整する。

5 議長は、各部局の部長職をもって充て、副議長は、各部局の主管課長をもって充てる。

6 推進会議は、必要に応じて議長が招集する。

7 副議長は、議長を補佐し、議長に事故あるとき、又は議長が欠けたときは、その職務を代理する。

8 構成員は、各部局に所属する各課長級で構成する。

9 議長は、必要に応じて関係職員に推進会議への出席を求めることができる。

10 推進会議の庶務は、主管課において執り行う。

## (補則)

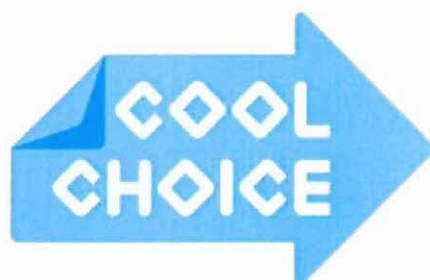
第7条 この訓令に定めるもののほか、推進本部の運営に関し必要な事項は、本部長が別に定める。

## 附 則

この訓令は、平成24年4月1日から施行する。

## 附 則（平成27年5月15日訓令第22号）

この訓令は、平成27年5月15日から施行する。



## COOL CHOICE賛同証明書

地球温暖化対策のための国民運動  
「COOL CHOICE (=賢い選択)」に  
ご賛同いただいておりますことを  
ここに証明いたします。

企業・団体名

うるま市役所

ご賛同日

2017/10/23

COOL CHOICE事務局

発行日：2017/10/23

## 持続可能な開発目標（SDGs）

持続可能な開発目標（Sustainable Development Goals：SDGs）は、平成27（2015）年の国連総会で採択され「持続可能な開発のための2030アジェンダ」に掲げられた国際目標で、17の目標（ゴール）とそれらに付随する169のターゲットから構成されています。



出典：すべての企業が持続的に発展するためにー持続可能な開発目標（SDGs）活用ガイドー〔第2版〕、令和2年3月、環境省

国内において「誰一人取り残されない」社会を実現するためには、広く日本全国にSDGsを浸透させる必要があります。そのためには、地方自治体及びその地域で活動するステークホルダーによる積極的な取組が不可欠であり、一層の浸透・主流化を図ることが期待されています。

現在、日本国内の地域においては、人口減少、地域経済の縮小等の課題を抱えており、地方自治体におけるSDGs達成へ向けた取組は、まさにこうした地域課題の解決に資するものであり、SDGsを原動力とした地方創生を推進することが期待されています。

SDGsに取り組む際には、環境配慮・地域社会との関係に係る内容をもとに、どのゴール・ターゲットに貢献するのかを整理する紐付け作業を行います。環境配慮・地域社会との関係の整理で挙げられたキーワードをもとに、次のページの早見表も参考にしながら、事業活動とSDGsを紐付けましょう。



出典：「すべての企業が持続的に発展するためにー持続可能な開発目標（SDGs）活用ガイドー [第2版]」令和2年3月、環境省



第4次うるま市地球温暖化対策実行計画(事務事業編)  
令和4年度～令和12年度

令和5年12月

うるま市役所 市民部 環境課 環境政策係

〒904-2292 沖縄県うるま市みどり町一丁目1番1号

TEL : 098-973-5594 (直)

FAX : 098-973-6065